離島等供給約款変更届出書

2022年４月１日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給約款変更届出書

企託サ　第２号
2022年４月１日

経済産業大臣　萩生田　光　一　殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　松　岡　秀　夫

電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙　離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	2022年４月12日

別紙

離 島 等 供 給 約 款

2022年４月12日実施

中国電力ネットワーク株式会社

離　島　供　給　約　款

〔低圧用〕

離島等供給約款〔低圧用〕

目　次

Ⅰ　総　　則…… 1

1　適　　用…… 1
2　離島等供給約款の届出および変更…… 1
3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3
5　実　施　細　目…… 4

Ⅱ　契約の申込み…… 5

6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 5
8　需　要　場　所…… 6
9　需給契約の単位…… 8
10　供 給 の 開 始…… 9
11　供 給 の 単 位…… 9
12　承 諾 の 限 界…… 9
13　需給契約書の作成……10

Ⅲ　契約種別および料金……11

14　契　約　種　別……11
15　定　額　電　灯……12
16　従　量　電　灯……14

17　時間帯別電灯……18
18　ファミリータイム……22
19　電灯ピークシフトプラン……35
20　臨　時　電　灯……39
21　公衆街路灯……43
22　低圧高負荷契約……47
23　低　圧　電　力……51
24　臨　時　電　力……55
25　農事用電力……57
26　低圧季節別時間帯別電力……63
27　深　夜　電　力……65
28　第２深夜電力……70
29　融雪用電力……72

Ⅳ　料金の算定および支払い……76

30　料金の適用開始の時期……76
31　検　　針　　日……76
32　料金の算定期間……77
33　計　　量……77
34　使用電力量の算定等……79
35　料金の算定……80
36　日　割　計　算……80
37　料金の支払義務および支払期日……81
38　料金その他の支払方法……83
39　延　滞　利　息……84
40　保　　証　　金……85

Ⅴ　使用および供給……87

41　適正契約の保持……87
42　力 率 の 保 持……87
43　需要場所への立入りによる業務の実施……87
44　電気の使用にともなうお客さまの協力……88
45　供 給 の 停 止……89
46　供給停止の解除……90
47　供給停止期間中の料金……90
48　違　　約　　金……90
49　供給の中止または使用の制限もしくは中止……91
50　制限または中止の料金割引……91
51　損害賠償の免責……92
52　設 備 の 賠 償……93

Ⅵ　契約の変更および終了……94

53　需給契約の変更……94
54　名 義 の 変 更……94
55　需給契約の廃止……94
56　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう
　　料金および工事費の精算……95
57　解　　約　　等……97
58　需給契約消滅後の債権債務関係……98

Ⅶ　供給方法および工事……99

59　需給地点および施設……99
60　架 空 引 込 線…… 100
61　地 中 引 込 線…… 101
62　連接引込線等…… 102
63　中高層集合住宅等への供給方法…… 103
64　引込線の接続…… 103
65　計量器等の取付け…… 103
66　専用供給設備…… 104

Ⅷ　工事費の負担…… 106

67　一般供給設備の工事費負担金…… 106
68　特別供給設備の工事費負担金…… 108
69　供給設備を変更する場合の工事費負担金…… 109
70　特別供給設備等の工事費の算定…… 109
71　工事費負担金の申受けおよび精算…… 111
72　臨 時 工 事 費…… 113
73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の
　　費用の申受け…… 113

Ⅸ　保　　安…… 114

74　保 安 の 責 任…… 114
75　調　　査…… 114
76　調査等の委託…… 114

77　調査に対するお客さまの協力…… 115
78　保安に対するお客さまの協力…… 115
79　検査または工事の受託…… 116
80　自家用電気工作物…… 116

附　　則…… 117

別　　表…… 132

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

（1）　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。

（2）　この離島約款は，次の離島に適用いたします。

島根県：島後，中ノ島，西ノ島，知夫里島

山口県：見島

2　離島等供給約款の届出および変更

（1）　この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低　　圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

（2）　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

（3）　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（４）　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

（５）　動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（６）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（７）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（８）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（９）　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10)　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(11)　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(12)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(13)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日ま

での期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

(14)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

（１）　契約負荷設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　契約容量の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（３）　契約電力(深夜電力Ａの場合の契約電力を除きます。)の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，低圧電力，臨時電力，農事用電力Ａ，農事用電力Ｂまたは低圧季節別時間帯別電力については，23（低圧電力）（４）を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。また，農事用電力Ｃまたは融雪用電力で契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となるときは，契約電力を0.5キロワットといたします。

（４）　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ただし，30分ごとの使用電力量の単位は，最小位までといたします。

（５） 力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６） 料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５ 実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　需給契約の申込み

（1）　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

　契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

（2）　契約負荷設備，契約容量および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（3）　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

（4）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

（1）　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（2）　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立し

た日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電灯および臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

８　需 要 場 所

（１）　当社は，原則として，１構内をなすものは１構内を１需要場所とし，これによりがたい場合には，（２）および（３）によります。

なお，１構内をなすものとは，さく，へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって，原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

（２）　当社は，１建物をなすものは１建物を１需要場所とし，これによりがたい場合には，（３）によります。

なお，１建物をなすものとは，独立した１建物をいいます。ただし，複数の建物であっても，それぞれが地上または地下において連結され，かつ，各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は，１建物をなすものとみなします。また，看板灯，庭園灯，門灯等建物に付属した屋外電灯は，建物と同一の需要場所といたします。

（３）　構内または建物の特殊な場合には，次によります。

イ　居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，次のいずれにも該当するときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。

（イ）　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

（ロ）　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

（ハ）　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ　居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で，各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され，かつ，共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは，各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には，共用する部分を原則として１需要場所といたします。

ハ　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は，ロに準ずるものといたします。ただし，アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は，居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ　そ の 他

構内に属さず，かつ，建物から独立して施設される街路灯等の場合は，施設場所を１需要場所とすることができます。

（４）　（１）に定める１構内，（２）に定める１建物または（３）に定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

（イ）　非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

９　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

（１）　１需要場所において，次の２以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の１契約種別（（２）の場合は，２契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの１契約種別，臨時電力，農事用電力，深夜電力のうちの１契約種別，第２深夜電力，融雪用電力

（２）　電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，定額電灯，従量電灯のうちの１契約種別，時間帯別電灯，ファミリータイムのうちの１契約種別または電灯ピークシフトプランと低圧電力または低圧季節別時間帯別電

力とをあわせて契約する場合

（３） 災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき

10 供給の開始

（１） 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

（２） 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，次の場合を除き，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

（１） 62（連接引込線等）（１）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合

（２） その他技術上，経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由を

お知らせいたします。

13　需給契約書の作成

特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電灯需要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
	時間帯別電灯	
	ファミリータイム	プランⅠ
		プランⅡ
	電灯ピークシフトプラン	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
		C
電灯電力併用需要	低圧高負荷契約	
電力需要	低圧電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
		C
	低圧季節別時間帯別電力	
	深夜電力	A
		B
	第2深夜電力	
	融雪用電力	

15　定 額 電 灯

（１）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，特別の事情がある場合には，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	104円50銭

ロ　電灯料金

（イ）　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	66円63銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	110円20銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	199円45銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	287円65銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	465円10銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	233円12銭

（ロ）　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	228円52銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	372円32銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	186円72銭

16　従 量 電 灯

（１）　従量電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，最大需要容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

（ハ）　定額電灯を適用できないこと。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）および（ハ）に該当し，かつ，（ロ）の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，

標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であることの決定は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	336円87銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時につき	20円76銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	27円44銭
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	29円56銭

（２）　従量電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は，契約容量と契約電力との合計（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（イ）に該当し，かつ，（ロ）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

（イ）　契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表３（契約負荷設備の総容量の算定）

によって総容量を定めます。

最初の６キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

（ロ）　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，（イ）にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表７（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	407円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	18円07銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	24円16銭
300キロワット時をこえる１キロワット時につき	26円03銭

17　時間帯別電灯

（１）　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，（４）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

（３）　契約容量

イ　契約容量は，原則として従量電灯Ｂに準じて定めます。

ただし，お客さまと当社との協議により，最大需要容量が16（従量電灯）（１）イ（イ）に該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお，最大需要容量は，従量電灯Ａに準じてえた値といたします。

ロ　別表10（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は，イにかかわらず，契約容量は，原則として，次の（イ）によってえた値に0.4を乗じてえた値が（ロ）によってえた値以上となる場合は，（イ）によってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

（イ）によってえた値＋（ロ）によってえた値×0.1

（イ）　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて，原則として従量電灯Ｂの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし，夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が16（従量電灯）（１）イ（イ）に該当する場合にはその最大需要容量にもとづきイに準じて定めます。

（ロ）　契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

（４）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後11時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（５）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが33（計量）（３）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器および別表11（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）のうち別表12（通電制御型蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な機器（以下「通電制御型蓄熱式機器」と

いいます。）を使用される場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	407円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　昼間時間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	22円29銭
90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時につき	29円46銭
220キロワット時をこえる１キロワット時につき	31円74銭

（ロ）　夜間時間

１キロワット時につき	10円27銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	198円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	143円00銭

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	418円00銭

（6） そ の 他

イ （5）ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，（5）ニは適用いたしません。

ロ 当社は，36（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，昼間時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

ハ 通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（1）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｂに準じて取り扱うものといたします。

ヘ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

18 ファミリータイム

（1） ファミリータイム〔プランⅠ〕

イ 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

（イ）　夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し，かつ，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上であること。

（ロ）　ニに定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

なお，「デイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　デイタイム

毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。

（ロ）　ファミリータイム

毎日午前８時から午前10時までの時間および毎日午後５時から午後11時までの時間をいいます。

（ハ）　ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが33（計量）（３）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から，（ハ）によって算定された５時間通電機器割引額または（ニ）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	2,200円00銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	407円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　デイタイム

デイタイムのうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その

他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	34円56銭	29円76銭

ｂ　ファミリータイム

１キロワット時につき	24円85銭

ｃ　ナイトタイム

１キロワット時につき	10円27銭

（ハ）　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	198円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ニ）　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	143円00銭

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ホ）　最低月額料金

（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から（ハ）または（ニ）によって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	418円00銭

へ　電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下「電化需要」といいます。）の料金は，ホ（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金の合計からホ（ハ）によって算定された５時間通電機器割引額，ホ（ニ）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額および（イ）によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，上記により算定された金額から別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ（ホ）の最低月額料金を下回る場合の料金は，ホ（ホ）の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお，この場合，すべての熱源とは，給湯設備，厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

（イ）　電化住宅割引額

電化住宅割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額が（ロ）に定める電化住宅割引上限額を上回る場合の電化住宅割引額は，（ロ）に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額＝割引対象額×10パーセント

なお，この場合，割引対象額とは，ホ（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

（ロ）　電化住宅割引上限額

１契約につき	3,300円00銭

（ハ）　電化住宅割引にかかわる取扱い

ａ　電化需要

（ａ）　当社は，電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

（ｂ）　厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，電気機器の変更などにより，電化需要に該当しなくなったお客さまが，引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は，48（違約金）に準じ，違約金を申し受けます。

ｂ　電化住宅割引額

（ａ）　電化住宅割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ｂ）　電化住宅割引の適用を開始し，もしくは終了する場合，または35（料金の算定）（１）ロに該当する場合は，36（日割計算）に準じて日割計算をいたします。この場合，料金に変更があった日の前後の

期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト　そ の 他

（イ）　ホ（ハ）の適用を受ける夜間蓄熱式機器については，ホ（ニ）は適用いたしません。

（ロ）　当社は，36（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額，最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

（ハ）　通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ニ）　ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（ホ）　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｂに準じて取り扱うものといたします。

（ヘ）　お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，45（供給の停止）（３）ハに該当するものといたします。

（ト）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

（2） ファミリータイム〔プランⅡ〕

イ　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要で，次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

（イ） 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し，かつ，夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が１キロボルトアンペア以上であること。

（ロ） ニに定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

なお，「デイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ） デイタイム

毎日午前10時から午後５時までの時間をいいます。

（ロ） ファミリータイム

毎日午前８時から午前10時までの時間および毎日午後５時から午後11

時までの時間をいいます。

（ハ） ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

ホ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが33（計量）（３）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から，（ハ）によって算定された５時間通電機器割引額または（ニ）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	407円00銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたし

ます。

a　デイタイム

デイタイムのうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	37円90銭	32円77銭

b　ファミリータイム

１キロワット時につき	27円32銭

c　ナイトタイム

１キロワット時につき	10円27銭

（ハ）　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	198円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ニ）　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	143円00銭

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ホ）　最低月額料金

（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から（ハ）または（ニ）によって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	418円00銭

へ　電化住宅割引

電化需要の料金は，ホ（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金の合計からホ（ハ）によって算定された５時間通電機器割引額，ホ（ニ）によって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額および（イ）によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。ただし，上記により算定された金額から別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いてえた金額がホ（ホ）の最低月額料金を下回る場合の料金は，ホ（ホ）の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

なお，この場合，すべての熱源とは，給湯設備，厨房設備および冷暖房

設備等に要する熱源をいいます。

（イ）　電化住宅割引額

電化住宅割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額が（ロ）に定める電化住宅割引上限額を上回る場合の電化住宅割引額は，（ロ）に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額＝割引対象額×10パーセント

なお，この場合，割引対象額とは，ホ（イ）および（ロ）によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

（ロ）　電化住宅割引上限額

１契約につき	3,300円00銭

（ハ）　電化住宅割引にかかわる取扱い

ａ　電化需要

（ａ）　当社は，電化需要であることを確認するために，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

（ｂ）　厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，電気機器の変更などにより，電化需要に該当しなくなったお客さまが，引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は，48（違約金）に準じ，違約金を申し受けます。

ｂ　電化住宅割引額

（ａ）　電化住宅割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ｂ）　電化住宅割引の適用を開始し，もしくは終了する場合，または35（料金の算定）（１）ロに該当する場合は，36（日割計算）に準じて

日割計算をいたします。この場合，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト　そ の 他

（イ）　ホ（ハ）の適用を受ける夜間蓄熱式機器については，ホ（ニ）は適用いたしません。

（ロ）　当社は，36（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額，最低月額料金および電化住宅割引上限額の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

（ハ）　通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ニ）　ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（ホ）　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したものとして，従量電灯Ｂに準じて取り扱うものといたします。

（ヘ）　お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，45（供給の停止）（３）ハに該当するものといたします。

（ト）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

19　電灯ピークシフトプラン

（１）　適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当し，（４）に定めるピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお，「ピーク時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは，その負荷の使用目的から，使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい，街路灯，看板灯，アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

（３）　契約容量

契約容量は，時間帯別電灯に準じて定めます。

（４）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日午後１時から午後４時までの時間をいいます。

ロ　オフピーク時間

毎日午前８時から午後11時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間をいいます。

（５）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促

進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，お客さまが33（計量）（３）ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合または夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器のうち通電制御型蓄熱式機器を使用される場合の料金は，基本料金および電力量料金の合計から，ハによって算定された５時間通電機器割引額またはニによって算定された通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約容量に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,210円00銭
上記をこえる１キロボルトアンペアにつき	407円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

１キロワット時につき	56円69銭

（ロ）　オフピーク時間

最初の90キロワット時までの１キロワット時につき	21円48銭
90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時につき	28円41銭
220キロワット時をこえる１キロワット時につき	30円62銭

（ハ）　夜間時間

１キロワット時につき	10円27銭

ハ　５時間通電機器割引額

５時間通電機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の５時間通電機器割引額は，半額といたします。

５時間通電機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	198円00銭

なお，５時間通電機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　通電制御型蓄熱式機器割引額

通電制御型蓄熱式機器割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，半額といたします。

通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）１キロボルトアンペアにつき	143円00銭

なお，通電制御型蓄熱式機器の総容量（入力）の単位は，１キロボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハまたはニによって算定された５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	418円00銭

（６）　そ の 他

イ　（５）ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については，（５）ニは適用いたしません。

ロ　当社は，36（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，オフピーク時間における料金適用上の電力量区分，５時間通電機器割引額，通電制御型蓄熱式機器割引額および最低月額料金の日割計算は，別表９（日割計算の基本算式）によるものといたします。

なお，５時間通電機器または通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があった場合の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，日割計算をいたします。

ハ　通電制御型蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ　夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は，契約容量が増加したもの

として，従量電灯Ｂに準じて取り扱うものといたします。

へ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

20　臨 時 電 灯

（１）　臨時電灯Ａ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が３キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧200ボルトまたは交流３相３線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　料　　金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，１日につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって

算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円81銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円62銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円62銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	156円14銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	156円14銭

ニ　そ の 他

（イ）　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ａを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　臨時電灯Ｂ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

（イ）　最大需要容量が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　臨時電灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	513円97銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	32円50銭

ハ　そ の 他

（イ）　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｂを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３）　臨時電灯Ｃ

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	451円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	28円61銭

ハ　そ の 他

（イ）　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

（ロ）　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電灯Ｃを適用いたします。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

21　公衆街路灯

（１）　公衆街路灯Ａ

イ　適用範囲

公衆のために，一般道路，橋，公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯，消火せん標識灯，交通信号灯，海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が１キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし，昼間にも継続して使用されるものについては，お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

ロ　料　　金

料金は，需要家料金，電灯料金，小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電灯料金または小型機器料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　需要家料金

需要家料金は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	99円00銭

（ロ）　電灯料金

a　電灯料金は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの１灯につき	61円13銭
10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	103円60銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	187円35銭
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	270円05銭
60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	437円60銭
100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	218円82銭

b　ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c　多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき１ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ）　小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの１機器につき	213円12銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	349円22銭
100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	174円62銭

ハ　そ の 他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ａを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，定額電灯に準ずるものといたします。

（２）　公衆街路灯Ｂ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ）　使用する負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が６キロボルトアンペア未満であること。

（ロ）　公衆街路灯Ａを適用できないこと。

ロ　料　　金

料金は，その１月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円

を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	304円97銭
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	19円48銭

ハ　そ の 他

（イ）　広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｂを適用することがあります。

（ロ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ａに準ずるものといたします。

（３）　公衆街路灯Ｃ

イ　適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で，契約容量が６キロボルトアンペア以上であり，かつ，原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ　契約容量

契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）

イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	368円50銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	17円16銭

ニ　そ の 他

（イ） 広告用の電灯等を使用される場合は，配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき，それぞれについて１需給契約を結びます。ただし，技術上，経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は，一括して公衆街路灯Ｃを適用することがあります。

（ロ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，従量電灯Ｂに準ずるものといたします。

22　低圧高負荷契約

（１） 適用範囲

イ　次のいずれにも該当するものに適用いたします。

（イ） 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。

（ロ） （４）に定める契約電力が30キロワット以上であり，かつ，50キロワッ

ト未満であること。ただし，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお，（４）イの電灯もしくは小型機器の基準電力または（４）ロの動力の基準電力が，50キロワット以上となる場合は，この契約種別を適用いたしません。

ロ　この契約種別から従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイムまたは電灯ピークシフトプランおよび低圧電力または低圧季節別時間帯別電力に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，この契約種別を適用いたしません。

（２）　供給の単位

当社は，11（供給の単位）にかかわらず，原則として，１需給契約につき，２供給電気方式，２引込みおよび２計量をもって電気を供給いたします。

（３）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトならびに交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

（４）　契約電力

契約電力は，次に定める電灯または小型機器の基準電力と動力の基準電力との合計といたします。

イ　電灯または小型機器の基準電力

電灯または小型機器の基準電力は，時間帯別電灯に準じて定めます。こ

の場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。

ロ　動力の基準電力

動力の基準電力は，低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

（５）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,507円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	16円03銭	14円65銭

ハ　力率割引および割増し

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力によっ

て別表５（加重平均力率の算定）（２）ハによりえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電灯または小型機器の力率および動力の力率は，別表５（加重平均力率の算定）（２）イまたはロにより算定いたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（６） 契約期間

契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）（２）にかかわらず，次によります。

イ　契約期間は，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイムまたは電灯ピークシフトプランおよび低圧電力または低圧季節別時間帯別電力に契約種別を変更することはできません。

（７） そ の 他

イ　36（日割計算）に定める事項については，低圧電力に準ずるものといたします。

ロ　この契約種別の適用を受けるお客さまは，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプラン，低圧電力または低圧季節別時間帯別電力をあわせて契約することはできません。

ハ　毎日午後11時から翌日午前８時まで以外の時間または毎日午前１時から午前６時まで以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）の区分装置として取り扱うものといたします。

ニ　Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については，契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は，契約電力が増加したものとして，低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

ホ　お客さまが，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，従量電灯および低圧電力として，56（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて料金および工事費の精算を行ないます。

ヘ　その他の事項については，従量電灯Ｂまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。

23　低 圧 電 力

（１）　適用範囲

動力を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ　１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は，最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし，１需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で，お客さまが希望され，かつ，お客さまの電気の使用状態，当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，イに該当し，かつ，ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

イ　契約電力は，契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表４〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし，電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は，その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき，その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合，その容量は別表７（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定し，（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ）　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

（ロ）　（イ）によってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には，契約電力は，イにかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表７（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合，契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお，当社は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。

（５）料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,111円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	15円01銭	13円72銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合（（４）ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ニ　そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は，基本料金のみといたします。この場合の力率は，85パーセントとみなします。

（６）　そ の 他

変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用することはできません。

24　臨 時 電 力

（１）　適用範囲

動力を使用し，契約使用期間が１年未満の需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

（２）　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

（３）　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力１キロワット１日につき	196円87銭

ロ　従量制供給の場合

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電

促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき23（低圧電力）（５）イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，23（低圧電力）（５）イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	17円85銭	16円37銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

（４）　そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，

契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

25　農事用電力

（１）　農事用電力Ａ（かんがい排水需要）

イ　適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合

の基本料金の半額といたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	770円00銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	10円82銭	9円89銭

（ハ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準ずるものといたします。

ニ そ の 他

（イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

（ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

（２） 農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

イ 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年，一定期間を限り，30日以上継続して使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるもの

に適用いたします。

ロ　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は，１年につき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 契約使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
最初の30日まで	3,726円25銭	5,357円00銭	8,694円51銭	12,060円51銭	14,392円84銭	16,735円84銭
30日をこえる１日につき	34円81銭	52円44銭	115円58銭	176円61銭	245円18銭	310円52銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は，23（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電

気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

（ハ） 力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

ハ　そ の 他

（イ） お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

（ロ） お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

（３） 農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

イ　適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年，一定期間を限

り，30日以上継続して使用する需要で，契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトまたは交流単相２線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。

ニ　料　　金

契約電力が，５キロワット以下の場合は定額制供給とし，５キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

（イ）　定額制供給の場合

料金は，次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の料金は，契約電力が１キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	最初の30日まで	6,328円41銭
	30日をこえる１日につき	210円94銭

（ロ）　従量制供給の場合

料金は，23（低圧電力）（５）イおよびロによって算定された金額（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものならびに別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。また，１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は，最低保証料金（基本料金の１月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

（ハ）　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，従量制供給の場合に限り，低圧電力に準じて適用いたします。

ホ　そ の 他

（イ）　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り，契約使用期間を変更いたします。

（ロ）　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

26　低圧季節別時間帯別電力

（１）　適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当し，農事用の育苗または栽培のために冷暖房負荷等の動力を使用する需要に適用いたします。

ただし，この契約種別から低圧電力または低圧高負荷契約に変更された後１年に満たないお客さまについては，この契約種別を適用いたしません。

（２）　契約電力

契約電力は，低圧電力に準じて定めます。

（３）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（４）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増し

をする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

１契約につき最初の３キロワットまで	3,498円00銭
上記をこえる１キロワットにつき	1,111円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	18円27銭	16円21銭

（ロ）　夜間時間

１キロワット時につき	10円41銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，低圧電力に準じて定めます。

（５） 契約期間

契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，７（需給契約の成立および契約期間）（２）にかかわらず，需給契約またはその変更が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了に先だって，原則として低圧電力または低圧高負荷契約に需給契約を変更することはできません。

（６） そ の 他

イ　お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとされる場合は，56（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお，この場合，契約電力を減少しようとされるときの各時間帯別の使用電力量は，契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ　その他の事項については，低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし，45（供給の停止）（３）ニについては，農事用電力に準ずるものといたします。

27　深夜電力

（１） 深夜電力Ａ

イ　適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前７時までの時間を限り，温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，その総入力が0.5キ

ロワット以下の場合に適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

ニ　供給条件

（イ）　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

（ロ）　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

（ハ）　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

（ニ）　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ　料　　金

料金は，１月につき次の金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

１契約につき	1,108円80銭

ヘ　そ の 他

（イ）　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（ロ）　45（供給の停止）（３）に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，45（供給の停止）（３）へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

（２）　深夜電力Ｂ

イ　適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満の場合に適用いたします。

ロ　契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）（４）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

ハ　供給条件

（イ）　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

（ロ）　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

（ハ）　当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

（ニ）　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の

供給を原則としてしゃ断いたします。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表13（通電制御型夜間蓄熱式機器）に定める通電開始時刻が制御可能な貯湯式電気温水器または蓄熱式電気暖房器等の機器（以下「通電制御型夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用する場合は，料金は，基本料金および電力量料金の合計から（ハ）によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	319円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	10円27銭

（ハ）　通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定された金額といたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×15パーセント

割引対象額＝（イ）の基本料金＋その１月の使用電力量に（ロ）の該当料金を適用して算定された金額

ただし，契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，次の算式によって算定いたします。

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額＝割引対象額×15パーセント×割引対象率

$$割引対象率＝\frac{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量（入力）}{契約負荷設備の総容量（入力）}\times 100$$

なお，割引対象率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ホ　そ の 他

（イ）　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され，または割引対象率が変更となったことにより，料金に変更があった場合は，36（日割計算）に準じて日割計算をいたします。

（ロ）　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

（ハ）　（イ）または35（料金の算定）（１）ロの場合で，日割計算をするときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

（ニ）　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給

をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

（ホ） 50（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は，通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は，ニ（ハ）によって算定された割引対象額から50（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。

（ヘ） 45（供給の停止）（３）に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，45（供給の停止）（３）へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

（ト） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

28　第２深夜電力

（１） 適用範囲

イ　毎日午前１時から午前６時までの時間を限り，動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満の場合に適用いたします。

ロ　この契約種別から深夜電力に契約種別を変更された後１年に満たないお客さまについては，原則として契約電力の増加をともなわない限り，この契約種別を適用いたしません。

（２） 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）（４）に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，契約電力は，１キロワット以上といたします。

（３） 供給条件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　当社は，供給設備の状況により，（１）の使用開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

（４） 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	220円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	8円48銭

（５）　そ の 他

イ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ロ　45（供給の停止）（３）に定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，45（供給の停止）（３）へにいう契約使用期間以外の期間は，契約使用時間以外の時間といたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

29　融雪用電力

（１）　適用範囲

イ　毎日午前９時から午前12時までおよび午後２時から午後５時までの時間帯のうちの２時間を除いた22時間に限り，融雪などのために毎年，11月１日から翌年４月30日までの期間のうち，３月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で，契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ　この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後１年に満たないお客さまについては，イにかかわらず，原則としてこの契約種別を適用いたしません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

（３） 契約電力

契約電力は，契約負荷設備の総入力といたします。ただし，契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は，電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）（４）イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお，上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は，契約電力は，0.5キロワットといたします。

（４） 供給条件

イ　他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ　専用の電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。

ハ　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約使用時間以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また，契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は，原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ホ　当社は，契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合には，お客さまと当社との協議によって定めます。

（５） 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表２（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表２（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表２（燃料費調整）

（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約使用期間以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	契約使用期間の最初の３月まで	2,189円00銭
	３月超過	550円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	13円35銭

ハ　力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表５（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が，85パーセントを上回る場合は，基本料金を５パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，基本料金を５パーセント割増しいたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（6）　そ の 他

イ　契約使用期間については，あらかじめ申出があった場合に限り，短縮または延長の取扱いをいたします。ただし，継続して使用する期間は，３月を下回らないものといたします。

ロ　契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，65（計量器等の取付け）（１）にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表９（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ホ　45（供給の停止）（３）へに定める事項については，農事用電力に準ずるものといたします。この場合，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたときには，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含むものといたします。

ヘ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ　料金の算定および支払い

30　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

31　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（1）　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，やむをえない事情のある場合は，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

（2）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（3）　当社は，次の場合には，（1）にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（4）　（3）イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客

さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（5）　（3）ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

32　料金の算定期間

（1）　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

（2）　定額制供給の場合または34（使用電力量の算定等）（6）の場合の料金の算定期間は，（1）に準ずるものといたします。この場合，（1）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃの料金の算定期間は，契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

33　計　　量

（1）　使用電力量は，原則として，記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

（2）　低圧高負荷契約のお客さまの使用電力量の計量は，原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないます。この場合，計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値を使用電力量といたします。

（3）　時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランおよび低圧高負荷契約における夜間蓄熱式機器の計量等について，従量電灯および深夜電

力または従量電灯および第２深夜電力の適用を受けているお客さまが契約種別を変更される場合等，技術的，経済的にやむをえず別計量を希望される場合は，次によります。

イ　お客さまと当社との協議のうえ，夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合，当該夜間蓄熱式機器については，専用の屋内電路を施設し，直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし，料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は，電力量計ごとに（１）により算定した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また，当社は，毎日午後11時から翌日の午前８時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

　なお，当社は，供給設備の状況により，当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ　イに該当する場合で，お客さまが希望されるときは，当該夜間蓄熱式機器について，当社は，毎日午前１時から午前６時まで以外の時間は，適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合，当該夜間蓄熱式機器を以下「５時間通電機器」といいます。）

　なお，当社は，供給設備の状況により，５時間通電機器について通電開始時刻を前後２時間の範囲内で変更することがあります。ただし，通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ　イおよびロの場合で，当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は，時間帯別電灯または電灯ピークシフトプランの場合は夜間時間に，ファミリータイムの場合はナイトタイムに使用されたものといたします。

34　使用電力量の算定等

（１）　使用電力量は，30分ごとに計量された電力量といたします。

また，料金の算定期間における使用電力量は，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日といたします。）において合計した値といたします。

なお，料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合，季節別および時間帯別の使用電力量は，季節および時間帯ごとに，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（２）　31（検針日）（２）の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（３）　31（検針日）（５）の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（４）　当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表８（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

（６）　従量制供給のお客さまについて，検針を行なうことが困難である等特別の

事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は，別表８（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

（７） 記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

35 料金の算定

（１） 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別，契約負荷設備，契約容量，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合

ハ 32（料金の算定期間）（１）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

（２） 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

36 日 割 計 算

（１） 当社は，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表９（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピーク

シフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については，別表９（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表９（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

（２）　35（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，35（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

（３）　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表９（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

37　料金の支払義務および支払期日

（１）　お客さまの料金の支払義務は，次の日に発生いたします。

イ　従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，31（検針日）（４）の場合の料金または34（使用電力量の算定等）（２）もしくは（３）により精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，34（使用電力量の算定等）（５）の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお，34（使用電力量の算定等）（６）の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ　定額制供給の場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたし

ます。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃの場合は，契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ　38（料金その他の支払方法）（６）の場合は，当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，従量制供給の場合で，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ホ　農事用電力のお客さまの１年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いた金額の合計（農事用電力Ａおよび従量制供給の農事用電力Ｂの場合は，基本料金の合計といたします。）が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（２）　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

（４）　公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，（３）にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

38　料金その他の支払方法

（1）　料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ　お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

ハ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき，そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

（2）　お客さまが料金を（1）イ，ロまたはハにより支払われる場合は，次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（1）イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（1）ロにより支払われる場合は，料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（1）ハにより支払われる場合は，料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

（3）　当社は，（1）にかかわらず，当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて，債権回収会社が指定した様式により，料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合，（2）にかか

わらず，債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（４） 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（５） 31（検針日）（４）の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（６） 料金については，当社は，当社に特別の事情がある場合で，あらかじめお客さまの承諾をえたときには，（１）にかかわらず，当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

（７） 料金については，当社は，お客さまが希望される場合には，あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお，当社は，前受金について利息を付しません。

（８） 臨時電灯，臨時電力および農事用電力については，当社は，従量制供給の場合は予納金を，定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には，これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお，予納金および前払金は，原則として予想月額料金の３月分に相当する金額をこえないものとし，使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合，充当後の残額はお返しいたします。

また，当社は，予納金および前払金について利息を付しません。

39 延滞利息

（１） お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし，料金を38（料金その他の支払方法）（１）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき，または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は，この限りではありません。

（２） 延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（３） 延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

40 保 証 金

（１） 当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

（イ） 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ロ） 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

（２） 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

（３） 当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，（４）により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらた

めて２年以内の預かり期間を設定いたします。

（４）　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，保証金の利息をもって充当し，なお充当すべき金額があるときは，保証金より充当し，その残額をお返しいたします。また，当社は，あらためて（１）によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

（５）　当社は，次により，保証金に利息を付します。

イ　利息は，年0.2パーセントの単利とし，円未満の端数は切り捨てます。

ロ　利息を付す期間は，預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし，当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は，その期間は利息を付す期間から除きます。

（６）　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金に利息を付してお返しいたします。

V　使用および供給

41　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

42　力率の保持

（1）　需要場所の負荷の力率は，原則として，電灯契約のお客さまについては90パーセント以上，その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

（2）　お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は，それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし，やむをえない事情によって，２以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は，進相用コンデンサの開放により，軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお，進相用コンデンサは，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

43　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（1）　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

（2）　78（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

（３） 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（４） 計量器の検針または計量値の確認

（５） 45（供給の停止），55（需給契約の廃止）（１）または57（解約等）により必要な処置

（６） その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

44 電気の使用にともなうお客さまの協力

（１） お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

（２） お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，（１）に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続し

ていただきます。

45　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　64（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電

気を使用されたとき。

ホ　低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト　43（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ　44（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（４）　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

46　供給停止の解除

45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

47　供給停止期間中の料金

45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を36（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯Ａ，公衆街路灯および深夜電力Ａのお客さまについては，停止期間中の料金を申し受けません。

48　違　約　金

（１）　お客さまが45（供給の停止）（３）ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

（２）　（１）の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３）　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

49　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ニ　非常変災の場合

ホ　その他保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

50　制限または中止の料金割引

（１）　当社は，49（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって，定額電灯，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプラン，低圧高負荷契約，低圧電力および低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　割引の対象

定額電灯については需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計な

らびに再生可能エネルギー発電促進賦課金，従量電灯Ａについては最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金，その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし，また，時間帯別電灯，ファミリータイムおよび電灯ピークシフトプランで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

ロ　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

ハ　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

（２）　（１）による延べ日数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

（３）　臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，農事用電力，深夜電力，第２深夜電力および融雪用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても（１）および（２）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし，深夜電力，第２深夜電力および融雪用電力の割引対象時間は，契約使用時間といたします。

51　損害賠償の免責

（１）　49（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供

給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２） 45（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または57（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３） 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

52　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

（１） 修理可能の場合

修理費

（２） 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

53　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

54　名義の変更

相続その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，当社が文書による申出を必要とするときを除き，口頭，電話等により申し出ていただきます。

55　需給契約の廃止

（1）　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

（2）　需給契約は，57（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

56　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯，公衆街路灯，臨時電力，深夜電力および第２深夜電力のお客さまを除きます。）が，契約容量または契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとし，または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，需給契約の消滅または変更の日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合，または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

（１）　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（２）　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで需給契約を廃止しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について，契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（3）　契約容量または契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（4）　契約容量または契約電力を増加された日以降１年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ　当社は，お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について，減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日

の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合，当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお，臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は，その期間の使用電力量について，減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は，増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ　当社は，供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について，72（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

57　解　約　等

（1）　45（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

（2）　お客さまが，55（需給契約の廃止）（1）による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

58　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

59　需給地点および施設

（１）　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　61（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線，変圧器，接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し，または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社が付帯設備を

無償で使用できるものといたします。

60　架空引込線

（1）　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

（2）　需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

（3）　引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

（4）　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　当社は，お客さまの引込小柱を使用して，他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合，その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし，その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

61　地中引込線

（１）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（２）　（１）により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ　建物の３階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法，材料等を必要としない場所

（３）　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は，次のものをいいます。

イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，（1）に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，68（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

62　連接引込線等

（1）　当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

（2）　当社は，お客さまの承諾をえて，次により，お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　当社は，お客さまの引込口配線から分岐して，他のお客さまへの連接引込線を施設いたします。この場合，その引込口配線の終端までは共同引込線とし，その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また，需給地点は，当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し，または撤去する場合は，当社が工事を行なうものとし，この場合に生ずる撤去材料は，お客さまにお返しいたします。また，これにともない新たに施設される共同引込

線は，当社の所有とし，当社の負担で施設いたします。

63　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で，１建物内の２以上の需要場所に電気を供給するときには，当社は，原則として１共同引込みをもって電気を供給いたします。

なお，技術上その他やむをえない場合は，当社は，お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し，電気を供給いたします。この場合，変圧器の２次側接続点までは，当社が施設いたします。

64　引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には，当社は，実費を申し受けます。

65　計量器等の取付け

（１）　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器箱，変成器の２次配線，通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は，計量器の付属装置とはいたしません。

なお，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお

客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

（2） 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

（3） 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，（1）によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

（4） 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

（5） お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

66 専用供給設備

（1） 当社は，次の場合には，68（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 44（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設す

ることが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧のしゃ断器までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　当社は，供給設備を２以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，（１）イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　２以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

67　一般供給設備の工事費負担金

（１）　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区　　分	単　　位	金　　額
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	28,050円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（２）　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設されるしゃ断器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（３）　工事費負担金は，需給契約ごとに算定いたします。ただし，１需要場所において２以上の需給契約を結ぶ場合は，需要場所ごとに算定いたします。

（４）　２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，（１）の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ　２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（５）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（１）の超過こう長は，次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（６）　次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこ

う長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（７） Ⅷ（工事費の負担）の各項において，契約電力等を増加される場合とは，次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯，従量電灯Ａ，臨時電灯Ａ，臨時電灯Ｂ，公衆街路灯Ａおよび公衆街路灯Ｂの場合の負荷設備の総容量

ロ　契約容量

ハ　契約電力

なお，供給電気方式を交流単相２線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

68　特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

（１） お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお，標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは，次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ　お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合

ロ　標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ハ　その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また，この場合も67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

（２）　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，イまたはロの金額

イ　標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，イにかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

（３）　66（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，66（専用供給設備）（２）によるものといたします。

69　供給設備を変更する場合の工事費負担金

（１）　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は，64（引込線の接続）または65（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

（２）　44（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

70　特別供給設備等の工事費の算定

68（特別供給設備の工事費負担金）および69（供給設備を変更する場合の工

事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

（1） 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は，イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は，72（臨時工事費）に準じて算定いたします。

（2） お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，（1）に準じて算定いたします。

（3） 68（特別供給設備の工事費負担金）（1）または（2）イの場合で，その工事費を67（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは，（1）および（2）にかかわらず，標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも67（一般供給設備の工事費負担金）（1）にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（4） 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$工事費 \times \frac{使用回線数}{施設回線数}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$工事費 \times \frac{使用孔数}{施設孔数 - 予備孔数}$$

（5）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，67（一般供給設備の工事費負担金）または68（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，68（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

71　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は，工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。

（2）　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は，次の場合には，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　67（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

（イ）　設計変更等により，架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が５パーセントをこえる場合

（ロ） その他特別の事情により，工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 68（特別供給設備の工事費負担金）（67〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長１メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は，イに準ずるものといたします。）および69（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は，次に該当するとき。

（イ） 設計変更により，電柱（鉄塔，鉄柱を含みます。），電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合，または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が５パーセントをこえる場合

（ロ） 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

（ハ） その他特別の事情により，工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（４） 当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

（５） 居住用の分譲地として整備された地域等において，原則として１年以内にすべての建物が施設される場合で，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される67（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものとい

たします。

72　臨時工事費

（１）　20（臨時電灯）または24（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として，原則として工事着手前に申し受けます。

なお，撤去後の資材の残存価額は，変圧器，開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント，その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

（２）　臨時工事費を申し受ける場合は，67（一般供給設備の工事費負担金），68（特別供給設備の工事費負担金）および69（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

（３）　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

（４）　臨時工事費の精算は，71（工事費負担金の申受けおよび精算）（３）ロの場合に準ずるものといたします。

73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，要した費用の実費を申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。

Ⅸ　保　　安

74　保安の責任

当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

75　調　　査

（1）　当社は，法令で定めるところにより，お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（2）　調査は，次の事項について行ないます。ただし，必要がないと認められる場合には，その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（3）　当社は，（1）の調査の結果，技術基準に適合していると認めるときはその旨を，適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を，お客さまにお知らせいたします。

なお，調査結果の通知は，調査年月日，係員，調査についての照会先等を記載した文書により，原則として調査時に行ないます。

76　調査等の委託

（1）　当社は，75（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

（2）　当社は，（1）によって委託した場合には，委託先の名称，所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により，お客さまにお知らせいたしま

す。

77　調査に対するお客さまの協力

（1）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には，その工事が完成したとき，すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

（2）　当社は，75（調査）（1）により調査を行なうにあたり，必要があるときは，お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

78　保安に対するお客さまの協力

（1）　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（2）　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

79　検査または工事の受託

（1）　お客さまは，保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（2）　（1）の申込みを受けた場合には，当社は，すみやかに検査を行ないます。この場合には，当社は，検査料として実費を申し受けます。ただし，軽易なものについては，無料とすることがあります。

（3）　お客さまは，保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（4）　（3）の申込みを受けた場合には，当社は，できる限りこれを受託いたします。受託したときには，当社は，実費を申し受けます。ただし，電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては，材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

80　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この離島約款のうち次のものは，適用いたしません。

（1）　75（調査）

（2）　76（調査等の委託）

（3）　77（調査に対するお客さまの協力）

（4）　79（検査または工事の受託）

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2022年４月12日から実施いたします。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（１）　従量電灯のお客さまで，共同住宅（１建物に２以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため，１需給契約を結んでいる場合の料金は，当分の間，次のいずれかに該当する場合を除いて，（２）により算定いたします。

なお，この場合，お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　１建物からなる住宅の場合で，各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても，各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（２）　料金は，16（従量電灯）（１）ニおよび（２）ホにかかわらず，各戸ごとに従量電灯Ａを適用したものとみなして，１月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に，各戸数を乗じてえた金額といたします。

3　口座振替割引契約のお客さまについての特別措置

（１）　適用条件

イ　従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約として電気の供給を受け，次のいずれにも該当する方法により料金を支払っていただくことが可能であり，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。

（イ） 料金の支払方法

a　料金を当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替えること（以下「口座振替」といいます。）。

b　口座振替が支払義務発生日から当社の指定する１回目の振替日で完了すること。

（ロ） 料金の振替結果のお知らせ

料金の振替結果の通知を原則として翌月の検針時に当社指定の様式で行なうこと。

ロ　この離島約款実施の際現に変更前の離島供給約款〔低圧用〕（以下「旧離島約款」といいます。）附則４（口座振替割引契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合には，イにかかわらず，この特別措置を適用いたします。

（２） 料　　金

イ　各月の料金は，前月の料金を（１）イに定める方法により支払われた場合には，次の算式により算定された金額からロの口座振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって料金として算定された金額－再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ロ　口座振替割引額

口座振替割引額は，１月につき次の金額といたします。

なお，口座振替割引額は，従量電灯，時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランまたは低圧高負荷契約によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を差し引いたものを上回らないものといたします。

１契約につき	55円00銭

ハ　直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，ロの口座振替割引額は適用いたしません。

（３）　そ の 他

イ　口座振替割引契約は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに成立いたします。

なお，この場合，当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

ロ　口座振替割引契約を適用する場合は，当社は口座振替による料金収納ができなかったときを除き，請求書の発行はいたしません。

４　料金前払契約のお客さまについての特別措置

（１）　適用範囲

イ　定額電灯または公衆街路灯Ａとして電気の供給を受け，料金を口座振替により支払われ，かつ，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。

ロ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則５（料金前払契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合には，イにかかわらず，この特別措置を適用いたします。

（２）　契約の成立および契約期間

イ　料金前払契約は，その申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

ロ　契約期間は，次によります。

（イ）　契約期間は，料金前払契約が成立した日から，（３）に定める料金前払契約の適用期間の末日までといたします。

（ロ）　契約期間満了に先だって料金前払契約の解約の申出がない場合は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

（3） 料金前払契約の適用期間

料金適用開始の日は，お客さまと当社との協議により定める月のお客さまの属する検針区域の検針日とし，適用期間は，料金適用開始の日から１年目の月の検針日の前日までといたします。

（4） 料　　金

イ　各月の料金は，定額電灯または公衆街路灯Ａによって算定された需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計から次の割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

１需給契約ごと１月につき	22円00銭

ロ　各月の料金の支払義務は，お客さまの属する検針区域の検針日に発生いたします。

（5） 前 払 額

当社は，料金前払契約の適用開始日の翌日から起算して20日以内（以下「前払期間」といいます。）にイによって算定された前払額を申し受けます。

なお，前払期間の最終日（以下「前払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は，前払期限日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

イ　前払額は，需給契約ごとに次の金額といたします。

前払額 ＝（料金前払契約の適用開始日における契約内容に応じて算定される１月の需要家料金，電灯料金および小型機器料金の合計 －（4）イの割引額 ＋ 料金前払契約の適用開始日における契約内容に応じて算定される1月の再生可能エネルギー発電促進賦課金）×12

ロ　当社は，前払額を各月の料金に順次充当いたします。

ハ　当社は，既に申し受けた前払額が料金前払契約の適用期間における各月

の料金の合計に対して著しく不足すると見込まれる場合には，当該適用期間満了に先だって，追加して前払額を申し受けます。

ニ　当社は，前払額について利息を付しません。

（6）　前払額の精算

イ　当社は，料金前払契約の適用期間の末月に当該適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額に差異が生じた場合には，その差額を精算いたします。

ロ　当社は，料金前払契約を解約する場合を除き，イにより発生した精算額を翌適用期間の前払額に加算または減算するものといたします。

（7）　解　　約

お客さまが料金前払契約の解約を希望される場合は，原則として，料金前払契約の適用期間満了後に解約するものとし，料金前払契約の適用期間中の解約はいたしません。ただし，次に該当する場合には，料金前払契約を解約し，その旨をお客さまにお知らせいたします。

なお，この場合には，料金前払契約の適用期間における各月の料金の合計と既に申し受けた前払額との差額をすみやかに精算いたします。

イ　前払期限日までに前払額を支払われない場合

ロ　この料金前払契約を適用している需給契約が廃止となった場合

ハ　その他特別な事情があり，当社が必要と認めた場合

5　低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置

（1）　適用範囲

イ　低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受け，冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって，（2）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で，この特別措置の適用の申出がある場合に，当分の間，適用いたします。

ロ　この離島約款実施の際現に旧離島約款附則６（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）の適用を受けている場合には，イにかかわらず，この特別措置を適用いたします。

（２）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（３）　料　　金

各月の料金は，低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

（イ）　低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{c}\text{低圧電力の夏季料金}\\ \text{またはその他季料金}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{ニ（イ）の}\\ \text{蓄熱割引率}\end{array}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧電力の夏季料金およびニ（イ）の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧電力のその他季料金およびニ（イ）のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

（ロ）　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{c}\text{低圧高負荷契約の夏季料}\\ \text{金またはその他季料金}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{ニ（ロ）の}\\ \text{蓄熱割引率}\end{array}$$

この場合，夏季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約の夏季料金およびニ（ロ）の夏季蓄熱割引率を，その他季の蓄熱電力量には，低圧高負荷契約のその他季料金およびニ（ロ）のその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

（ハ）　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{array}{c}\text{低圧季節別時間帯別電力の}\\ \text{夜間時間における電力量料金}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{array} \times \begin{array}{c}\text{ニ（ハ）の}\\ \text{蓄熱割引率}\end{array}$$

ロ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，（４）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお，控除率は，原則として10パーセントといたします。ただし，その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は，蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ニ　蓄熱割引率

蓄熱割引率は，次のとおりといたします。

（イ）　低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.466
その他季蓄熱割引率	0.416

（ロ）　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.499
その他季蓄熱割引率	0.452

（ハ）　低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

蓄熱割引率	0.228

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

（４）　夜間使用電力量の計量

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量および算定は，33（計量）および34（使用電力量の算定等）に準じて行ないます。

ハ　夜間使用電力量の計量は，１計量をもって行ないます。

ニ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

（５）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合の各月の料金は，低圧電力，低圧高負荷契約または低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計から（３）イによって算定された蓄熱割引額およびホによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において，蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ただし，あらかじめ熱源機等が停止している場合は，蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は，当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は，７月１日から９月30日までといたします。

ただし，以下の日を除きます。

日曜日，土曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，

８月13日，８月14日，８月15日

ハ　調整時間

調整時間は，調整期間を通じてお客さまが負荷調整を実施する時間とし，午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，調整時間は，毎日30分単位で設定するものとし，調整期間を通じて，調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，調整が行なわれた各月について次式により算定いたします。

ただし，当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

ヘ　割引単価

１キロワット１時間１月につき	660円00銭

（６）　そ の 他

イ　当社は，必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更，または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

６　延滞利息についての特別措置

延滞利息は，39（延滞利息）（２）で算定した金額にかかわらず，当分の間，延滞利息対象額に３パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

７　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

（１）　30分ごとに計量することができない計量器（「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合の使用電力量等は次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにホおよびへの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅

日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。

（イ） 31（検針日）（２）の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 31（検針日）（４）の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

（ハ） 31（検針日）（５）の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 計量器の読みは，次によります。

（イ） 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛

りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

（ロ） 乗率を有しない場合は，整数位までといたします。

（ハ） 乗率を有する場合は，最小位までといたします。

ハ　時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランおよび低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

ニ　使用電力量は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ホ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量は，への場合を除き，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ヘ　計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量は，別表８（使用電力量の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

（２） 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，35（料金の算定）（１）イ，ロまたはハのときは，次により電力量料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および27（深夜電力）（２）ニ（ハ）の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定いたします。

イ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて（７）イにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分，時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分ならびに電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分については，別表９（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて（７）ロにより算定いたします。

ハ　27（深夜電力）（２）ニ（ハ）の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて（７）ハにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

ホ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

（３）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，（１）イ（イ）または（ハ）により精算するときの精算額のお客さまの支払義務は，次回の検針日に発生するものといたします。また，（１）へのときの料金のお客さまの支払義務は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日に発生するものといたします。

（４）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，18（ファミリータイム）（１）ホ（ロ）および（２）ホ（ロ），22（低圧高負荷率契約）（５）ロ，23（低圧電力）（５）ロ，24（臨時電力）（３）ロ（ロ）および25（農事用電力）（１）ハ（ロ）ならびに26（低圧季節別時間帯別電力）（４）ロにおいて，その１月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，計量値を確認するときを除き，18（ファミリータイム）（１）ホ（ロ）および（２）ホ（ロ）のデイタイムの使用電力量，22（低圧高負荷率契約）（５）ロ，23（低圧電力）（５）ロ，24（臨時電力）（３）ロ（ロ）および25（農事用電力）（１）ハ（ロ）の使用電力量ならびに26（低圧季節別時間帯別電力）（４）ロの昼間時間の使用電力量は，それぞれ次のとおりといたします。

イ　18（ファミリータイム）（１）ホ（ロ）および（２）ホ（ロ）のデイタイムの使用電力量については，その１月のデイタイムの使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ロ　22（低圧高負荷率契約）（５）ロ，23（低圧電力）（５）ロ，24（臨時電力）（３）ロ（ロ）および25（農事用電力）（１）ハ（ロ）の使用電力量に

ついては，その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

ハ　26（低圧季節別時間帯別電力）（４）ロの昼間時間の使用電力量については，その１月の昼間時間の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

（５）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，附則５（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）（３）イ（イ）および（ロ）において，その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，計量値を確認するときを除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（６）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合，附則５（低圧蓄熱調整契約のお客さまについての特別措置）（４）の夜間使用電力量の計量は，（１）に準じて行ないます。

（７）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合で，日割計算に応じて電力量料金，再生可能エネルギー発電促進賦課金および27（深夜電力）（２）ニ（ハ）の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定するときは，次のとおりといたします。

イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　35（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　35（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量（時間帯別電灯，ファミリータイム，電灯ピークシフトプランおよび低圧季節別時間帯別電力の場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，ファミリータイム，低圧高負荷契約，

低圧電力，臨時電力（従量制供給のものに限ります。），農事用電力（従量制供給のものに限ります。）および低圧季節別時間帯別電力のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

（イ）　35（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ハ　日割計算に応じて27（深夜電力）（２）ニ（ハ）の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を算定する場合

計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量を料金に変更があった日の前後の期間の日数に契約電力を乗じた値の比率であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，イにいう検針日は，応当日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（イ）　定額制供給の場合

a　定額電灯および公衆街路灯Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂ，農事用電力Ｃおよび深夜電力Ａ

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

（ロ）　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

（イ）（ロ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって

算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（ロ）　定額制供給の場合は,（イ）に準ずるものといたします。この場合,（イ）にいう検針日は,そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，（イ）にいう検針日は，応当日といたします。

２　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1543

β＝0.1322

$\gamma = 0.9761$

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = （26{,}000円 - 平均燃料価格） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回り，かつ，39,000円以下の場合

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 26{,}000円） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

（ハ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が39,000円を上回る場合

平均燃料価格は，39,000円といたします。

$$燃料費調整単価 = （39{,}000円 - 26{,}000円） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ロ）の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ）　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，（イ）にいう検針日は，応当日といたします。

ニ　燃料費調整額

（イ）　定額制供給の場合

ａ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

ｂ　臨時電灯Ａ，臨時電力，農事用電力Ｂ，農事用電力Ｃおよび深夜電力Ａ

燃料費調整額は，ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

（ロ）　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，１契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

（２）　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

（イ）　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	95銭3厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	1円90銭5厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	3円81銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	5円71銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	9円52銭7厘
	100ワットをこえる１灯につき50ワットまでごとに	4円76銭4厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	2円84銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	5円69銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円84銭6厘

（ロ）　臨時電灯Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1円53銭6厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1円53銭6厘

（ハ）　臨時電力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	1円61銭4厘

（ニ）　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は，次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
１日につき	40銭4厘	80銭6厘	1円61銭4厘	2円42銭0厘	3円22銭7厘	4円03銭4厘

（ホ）　農事用電力Ｃ（育苗・栽培需要）

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	2円90銭4厘

（ヘ）　深夜電力Ａ

基準単価は，１月につき次のとおりといたします。

１契約につき	24円53銭0厘

ロ　従量制供給の場合

（イ）　従量電灯Ａ，臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂ

基準単価は，次のとおりといたします。

最 低 料 金	１契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	24銭5厘

（ロ）　（イ）以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	24銭5厘

（３）　燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

３　契約負荷設備の総容量の算定

（１）　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

１差込口につき　50ボルトアンペア

（ロ）　（イ）以外の場合

１差込口につき　100ボルトアンペア

（２）　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，（１）ロに準じて算定いたします。

4　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">換　　算　　容　　量</th></tr>
<tr><th>入力（ボルトアンペア）</th><th>入力（ワット）</th></tr>
<tr><td>高力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット)
×150パーセント</td><td rowspan="2">管灯の定格消費電力(ワット)
×125パーセント</td></tr>
<tr><td>低力率型</td><td>管灯の定格消費電力(ワット)
×200パーセント</td></tr>
</table>

ロ　ネオン管灯

<table>
<tr><th rowspan="3">2次電圧(ボルト)</th><th colspan="3">換　算　容　量</th></tr>
<tr><th colspan="2">入力（ボルトアンペア）</th><th rowspan="2">入力（ワット）</th></tr>
<tr><th>高力率型</th><th>低力率型</th></tr>
<tr><td>3,000</td><td>30</td><td>80</td><td>30</td></tr>
<tr><td>6,000</td><td>60</td><td>150</td><td>60</td></tr>
<tr><td>9,000</td><td>100</td><td>220</td><td>100</td></tr>
<tr><td>12,000</td><td>140</td><td>300</td><td>140</td></tr>
<tr><td>15,000</td><td>180</td><td>350</td><td>180</td></tr>
</table>

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
999以下	40	40
1,149 〃	60	60
1,556 〃	70	70
1,759 〃	80	80
2,368 〃	100	100

ニ　水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 〃	80	170	70
80 〃	100	190	90
100 〃	150	200	130
125 〃	160	290	145
200 〃	250	400	230
250 〃	300	500	270
300 〃	350	550	325
400 〃	500	750	435
700 〃	800	1,200	735
1,000 〃	1,200	1,750	1,005

（２） 誘導電動機

イ　単相誘導電動機

（イ） 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

（ロ） 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出　　力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	－	160	出力（ワット）×133.0パーセント
45 〃	－	180	
65 〃	－	230	
100 〃	250	350	
200 〃	400	550	
400 〃	600	850	
550 〃	900	1,200	
750 〃	1,000	1,400	

ロ　３相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　× 93.3パーセント 出力（キロワット）　×125.0パーセント

（３） レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量(入力)（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30 〃 50 〃	2
		50 〃 100 〃	3
		100 〃 200 〃	4
		200 〃 300 〃	5
		300 〃 500 〃	7.5
		500 〃 1,000 〃	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300 〃 500 〃	8
		500 〃 1,000 〃	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5 〃 3 〃	3

（4） 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

（5） そ の 他

イ （1），（2），（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

（1） 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{パーセント}}{100} \times \begin{pmatrix}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{90} \times \begin{pmatrix}\text{力率90パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{80} \times \begin{pmatrix}\text{力率80パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

（2） 低圧高負荷契約における加重平均力率は，（1）にかかわらず，次のとおりといたします。

イ 電灯または小型機器の力率は，100パーセントといたします。

ロ 動力の力率は，次のとおりといたします。

（イ） 23（低圧電力）（4）イに準じて動力の基準電力を算定する場合は，電気機器の力率をそれぞれの入力によって次の算式により加重平均してえた値といたします。この場合，電気機器の力率は，別表６（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント，取り付けてないものについては80パーセント，電熱器については100パーセントといたします。

動力の加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{パーセント}}{100} \times \begin{pmatrix}\text{電熱器}\\ \text{総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{90} \times \begin{pmatrix}\text{力率90パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix} + \underset{\text{パーセント}}{80} \times \begin{pmatrix}\text{力率80パーセント}\\ \text{の機器総容量}\end{pmatrix}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

（ロ）　23（低圧電力）（４）ロに準じて動力の基準電力を算定する場合は，100パーセントといたします。

ハ　加重平均力率は，次の算式により算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\underset{\text{（パーセント）}}{\text{イの力率}} \times \begin{pmatrix}\text{電灯または小型}\\ \text{機器の基準電力}\end{pmatrix} + \underset{\text{（パーセント）}}{\text{ロの力率}} \times \begin{pmatrix}\text{動 力 の}\\ \text{基準電力}\end{pmatrix}}{\text{契　約　電　力}}$$

６　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は，次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は，次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯（１次電圧100ボルトの場合といたします。）

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水 銀 灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100 〃	50	9
250 〃	75	15
300 〃	100	20
400 〃	150	30
700 〃	250	50
1,000 〃	300	75

（２）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取り付ける場合

（イ）　単相誘導電動機

電　動　機	馬　　力	1/8	1/4	1/2	1
定 格 出 力	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

（ロ）　３相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬　　力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって２以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は，各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（３）　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

（４）　そ の 他

（１），（２）および（３）によることが不適当と認められる電気機器については，機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7　契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）（２）ニ（ロ）または23（低圧電力）（４）ロの場合の契約容

量または契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

（１） 供給電気方式および供給電圧が交流単相２線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお，交流単相３線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は，200ボルトといたします。

（２） 供給電気方式および供給電圧が交流３相３線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

８ 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は，原則として次によります。

（１） 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（２） 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値

を合計した値といたします。

（３） 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（４） 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，65（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（５） 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

９ 日割計算の基本算式

（１） 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ 基本料金，最低料金，最低月額料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$\text{１月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，35（料金の算定）（１）ハに該当する場合は，

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

（イ）　従量電灯Ａの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，15キロワット時をこえ120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（ロ）　従量電灯Ｂの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量

をいいます。

（ハ）　時間帯別電灯の昼間時間または電灯ピークシフトプランのオフピーク時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 90\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の90キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 130\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，90キロワット時をこえ220キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（ニ）　時間帯別電灯，ファミリータイムおよび電灯ピークシフトプランにおける５時間通電機器割引額または通電制御型蓄熱式機器割引額を日割りする場合

$$\text{１月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

（ホ）　ファミリータイムにおける電化住宅割引上限額を日割りする場合

$$\text{電化住宅割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

（ヘ）　臨時電灯Ｂおよび公衆街路灯Ｂの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，最低料金適用電力量とは，イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

（ト）　（イ），（ロ），（ハ）または（ヘ）によって算定された最低料金適用電

力量，第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（チ）　35（料金の算定）（１）ハに該当する場合は，（イ），（ロ），（ハ），（ニ），（ホ）および（ヘ）の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　35（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　35（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して，それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお，それぞれの期間の季節別および時間帯別の使用電力量は，季節および時間帯ごとに30分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

（イ）　35（料金の算定）（１）イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　35（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して，それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または34（使用電力量の算定等）（６）の場合は，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅したときの（１）イおよびロにいう検針期間の日数は，（２）に準ずるものといたします。この場合，（２）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日とし，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は，消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（４）　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（５）　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，（１）イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

（６）　供給停止期間中の５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額については，「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお，この場合，５時間通電機器割引額および通電制御型蓄熱式機器割引額は，まったく電気を使用しない場合のものといたします。

10　夜間蓄熱式機器

（１）　夜間蓄熱式機器とは，主として毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間に通電する機能を有し，通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

（２）　（１）の「主として毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間に通電する機能」とは，次の場合を含みます。

イ　お客さまが当該機器への主たる通電時間を毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ　33（計量）（３）イまたはロの場合で，当社が毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

（３）　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（４）　当社は，夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

11　オフピーク蓄熱式電気温水器

（１）　オフピーク蓄熱式電気温水器とは，ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し，お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげ

る機能を有するものであって，夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

（２） オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（３） 当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

12 通電制御型蓄熱式機器

（１） 通電制御型蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器およびオフピーク蓄熱式電気温水器をいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

（イ） 給水温度を検知できること。

（ロ） （イ）の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

（ハ） （ロ）の熱量から所要通電時間数を算出できること。

（ニ） 毎日午後11時から翌日の午前８時までの時間（33〔計量〕（３）イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から（ハ）の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で，当社が認めたもの。

（２） 通電制御型蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（３） 当社は，通電制御型蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

13　通電制御型夜間蓄熱式機器

（1）　通電制御型夜間蓄熱式機器とは，次のイまたはロに該当する夜間蓄熱式機器をいいます。

イ　次のいずれにも該当する機能を有するもの。

（イ）　給水温度を検知できること。

（ロ）　（イ）の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

（ハ）　（ロ）の熱量から所要通電時間数を算出できること。

（ニ）　契約使用時間終了時刻から（ハ）の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ　イに準ずる場合で，当社が認めたもの。

（2）　通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

（3）　当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，通電制御型夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

14　標準設計基準

（1）　低圧または高圧電線路

イ　一般基準

（イ）　電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は，次のとおりといたします。この場合の電線路とは，需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までといたします。

なお，既設の電線路を利用する場合，または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。

公称電圧（ボルト）	高　　圧	低　　圧	
	6,600	100	200
電圧降下の許容限度(ボルト)	600	6	20

（ロ）　経 過 地

電線路の経過地は，地形その他を考慮して，保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ）　電線路の種類

電線路は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

ロ　架空電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，負荷の分割のうち，電線路の保守または保安に支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　電線路を単独に新設する場合は，原則として１回線といたします。

（ロ）　支持物の種類

a　支持物には，鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用いたします。

なお，鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区分については，法令および周囲の状況を考慮して，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

b　鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用することが技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

（ハ） 標準径間

標準径間は，次のとおりといたします。

施設場所	標準径間（メートル）
市　街　地	40
そ　の　他	50

（ニ） 支持物の長さ

支持物には，装柱，取付機器，地上高および他の工作物との離隔等を考慮して，必要な長さのものを使用いたします。

（ホ） が い し

がいしには，次のものを使用いたします。

使用箇所／電圧	通り箇所	引留箇所
高　　圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低　　圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込み	低圧引留がいし 引込用バインドレスがいし	

（ヘ） 装　　柱

支持物の装柱は，水平式または垂直式のうち，いずれか技術上，経済上適当なものといたします。ただし，付近の樹木や建物等の状況によっては，他の装柱とすることがあります。

（ト） 付属材料の種類

a　電線の支持には，垂直配列用の腕金等，装柱に応じた支持金物を使用いたします。

b　支持物には，必要に応じて支線，支線柱または支柱を取り付けます。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器には，高圧カットアウトを使用いたします。

（チ）　電線の種類，太さおよび許容電流

a　電線および引込線には，絶縁電線を使用いたします。ただし，低圧電線には，多心型電線を使用することがあります。

b　電線の太さは，常時許容電流，短時間許容電流，短絡時許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。

（単位：アンペア）

種類および太さ			低圧絶縁電線			多心型電線		高圧絶縁電線	
			引込用ビニル絶縁電線		屋外用ビニル絶縁電線	屋外用アルミ導体多心ポリエチレン電線		ポリエチレン電線	架橋ポリエチレン電線
			２コより	３コより		３心	４心		
硬銅線	単線	2.6ミリメートル	38(平形)	34	—	—	—	—	—
		3.2　〃	50(平形)	44	—	—	—	—	—
	より線	14平方ミリメートル	70	62	—	—	—	—	—
		22　〃	92	80	—	—	—	—	—
		38　〃	130	113	—	—	—	—	—
		60　〃	174	152	—	—	—	—	—
アルミより線	鋼心	25　〃	—	—	64	—	—	95	125
		58　〃	—	—	99	—	—	160	205
	硬+鋼心	55　〃	—	—	—	140	115	—	—
	硬	200　〃	—	—	—	—	—	350	455

c　高圧引下線には，高圧引下用絶縁電線を使用いたします。

（リ）　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は，次の中から，負荷の実情を考慮して，当社が通常使用しているものを選定いたします。

なお，３相電力負荷に対しては，単相変圧器２台をＶ結線で使用することを標準といたします。

容量（キロボルトアンペア）
5，10，20，30，50，100

（ヌ）　開閉器の施設

高圧電線路には，保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

（ル）　特殊地域の施設

a　塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その規模に応じて耐塩じんがいし類，その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。

b　雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。

c　雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。

d　強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ　地中電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

（a）　直接埋設式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

（b） 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b　電線路を新設する場合は，原則として１回線といたします。

（ロ） ケーブルの種類，太さおよび許容電流

a　ケーブルは，架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準といたします。

b　ケーブルの太さは，常時許容電流，短時間許容電流，短絡時許容電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，技術上，経済上適当なものを次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

電 圧 別	種　　類	太さ（平方ミリメートル）
高　　圧	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	22，38，60，100，150，200，250，325，400
低　　圧		14，22，38，60，100，150，250

（ハ） 高圧機器（地上設置），高圧キャビネットおよび低圧分岐箱の設置

a　高圧機器（地上設置）は，高圧電線路を分岐する場合，または高圧を低圧に変圧する場合に使用いたします。

b　高圧キャビネットは，高圧電線路からπ分岐し，高圧のお客さまに地中引込みを行なう場合に使用いたします。

c　低圧分岐箱は，低圧電線路から低圧のお客さまへの地中引込線を分岐する場合に使用いたします。ただし，電線路の施設方法によっては，低圧電線路から低圧分岐箱を使用せずに供給を行なう場合があります。

（2） 変電設備

イ　一般基準

電線路の当社側の引出設備は，その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

ロ　しゃ断器

（イ） しゃ断器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流，現在の系統構成および将来の予想されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小限のものを使用いたします。

（ロ） 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は，５年から10年程度を目標といたします。

ハ　変 流 器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して，必要最小限のものを使用いたします。

ニ　配 電 盤

配電盤には，原則として電流計およびしゃ断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じて電力量計，充電判定用計器等を取り付けます。

ホ　保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に，自動的に電路をしゃ断するための必要な装置を取り付けます。

なお，原則として自動再閉路装置を施設いたします。

（3） そ の 他

この標準設計基準に定めのない場合は，技術基準その他の関係法令等にもとづき，技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には，その設計を標準設計といたします。

離　島　供　給　約　款

〔高圧用〕

離島等供給約款〔高圧用〕

目　次

Ⅰ　総　　則…… 1

1　適　　用…… 1
2　離島等供給約款の届出および変更…… 1
3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3
5　実　施　細　目…… 4

Ⅱ　契約の申込み…… 5

6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 6
8　需　要　場　所…… 6
9　需給契約の単位…… 7
10　供 給 の 開 始…… 8
11　供 給 の 単 位…… 8
12　承 諾 の 限 界…… 9
13　需給契約書の作成…… 9

Ⅲ　契約種別および料金……10

14　契　約　種　別……10
15　業 務 用 電 力……11
16　業務用ＴＯＵ……15

17　業務用高負荷率電力……20
18　業務用高負荷率ＴＯＵ……24
19　業務用ウィークエンド……28
20　高　圧　電　力……33
21　高 圧 Ｔ Ｏ Ｕ……39
22　高圧高負荷率電力……46
23　高圧高負荷率ＴＯＵ……51
24　高圧ウィークエンド……58
25　臨　時　電　力……65
26　農 事 用 電 力……68
27　自家発補給電力……70
28　予　備　電　力……79
29　業務用蓄熱調整契約……82
30　業務用電化厨房契約……89
31　業務用総合電化契約……90
32　産業用蓄熱調整契約……92

Ⅳ　料金の算定および支払い……99

33　料金の適用開始の時期……99
34　検　　針　　日……99
35　料金の算定期間……100
36　計　　量……100
37　使用電力量の算定等……101
38　料 金 の 算 定……102
39　日　割　計　算……103
40　料金の支払義務および支払期日……104

41　料金その他の支払方法…… 105
42　延　滞　利　息…… 106
43　保　　証　　金…… 106

Ⅴ　使用および供給…… 108

44　適正契約の保持…… 108
45　契 約 超 過 金…… 108
46　力 率 の 保 持…… 108
47　需要場所への立入りによる業務の実施…… 109
48　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 109
49　供 給 の 停 止…… 110
50　供給停止の解除…… 112
51　供給停止期間中の料金…… 112
52　違　　約　　金…… 112
53　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 112
54　制限または中止の料金割引…… 113
55　損害賠償の免責…… 115
56　設 備 の 賠 償…… 115

Ⅵ　契約の変更および終了…… 117

57　需給契約の変更…… 117
58　名 義 の 変 更…… 117
59　需給契約の消滅…… 117
60　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう
　　料金および工事費の精算…… 118

61　解　　約　　等…… 120
62　需給契約消滅後の債権債務関係…… 121

Ⅶ　供給方法および工事…… 122

63　需給地点および施設…… 122
64　架 空 引 込 線…… 122
65　地 中 引 込 線…… 123
66　連 接 引 込 線 等…… 124
67　引 込 線 の 接 続…… 124
68　計量器等の取付け…… 125
69　専 用 供 給 設 備…… 125

Ⅷ　工 事 費 の 負 担…… 127

70　一般供給設備の工事費負担金…… 127
71　特別供給設備の工事費負担金…… 129
72　供給設備を変更する場合の工事費負担金…… 130
73　特別供給設備等の工事費の算定…… 130
74　工事費負担金の申受けおよび精算…… 132
75　臨 時 工 事 費…… 133
76　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の
　　費用の申受け…… 133

Ⅸ　保　　安…… 135

77　保 安 の 責 任…… 135

78　保安等に対するお客さまの協力…… 135

附　　則…… 136

別　　表…… 142

Ⅰ　総　　則

1　適　　用

（1）　当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。

（2）　この離島約款は，次の離島に適用いたします。

島根県：島後，中ノ島，西ノ島，知夫里島

山口県：見島

2　離島等供給約款の届出および変更

（1）　この離島約款は，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，経済産業大臣に届け出たものです。

（2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。

3　定　　義

次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　高　　圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

（2）　電　　灯

白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（3）　小型機器

主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低

圧（標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。

（4） 動　　力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（5） 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ　当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ　当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ　現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ　当該作業場の案内のために使用する電灯

（6） 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7） 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を１次側電圧とする変圧器およびその２次側に施設される変圧器をいいます。

（8） 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（9） 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(10) 最大需要電力

30分ごとの需要電力の最大値であって，記録型計量器等により計量される値をいいます。ただし，29（業務用蓄熱調整契約）（５）ハおよび32（業務

用蓄熱調整契約）（５）ハに定める蓄熱ピークシフト電力の算定上，昼間時間の最大需要電力は，昼間時間における30分ごとの使用電力量を２倍した値の最大値をいいます。

(11)　夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

(13)　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年１月１日から３月31日までの期間，２月１日から４月30日までの期間，３月１日から５月31日までの期間，４月１日から６月30日までの期間，５月１日から７月31日までの期間，６月１日から８月31日までの期間，７月１日から９月30日までの期間，８月１日から10月31日までの期間，９月１日から11月30日までの期間，10月１日から12月31日までの期間，11月１日から翌年の１月31日までの期間または12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間といたします。）をいいます。

(15)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。

４　単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

（１）　契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，１ワットまたは１ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（２）　契約電力および最大需要電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。ただし，15（業務用電力）（４）イ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イ，19（業務用ウィークエンド）（４）イ，20（高圧電力）（１）ニ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニまたは24（高圧ウィークエンド）（１）ニを適用した場合に算定された値が0.5キロワット未満となるときは，契約電力を１キロワットといたします。

（３）　使用電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（４）　力率の単位は，１パーセントとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５）　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

５　実 施 細 目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は，この離島約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

６　需給契約の申込み

（１）　お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，あらかじめこの離島約款を承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法ならびに業務用蓄熱調整契約，業務用電化厨房契約，業務用総合電化契約および産業用蓄熱調整契約の適用希望の有無

（２）　契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，１年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，１年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力の申込みをしていただきます。

7　需給契約の成立および契約期間

（1）　需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

（2）　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，臨時電力の場合を除き，需給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降１年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって需給契約の廃止または変更がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　臨時電力の契約期間は，需給契約が成立した日から，あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。

8　需 要 場 所

（1）　当社は，１構内をなすものは１構内を，１建物をなすものは１建物を１需要場所といたします。ただし，集合住宅等の１建物内において，共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は，その部分を１需要場所とすることがあります。

なお，この場合において，構内とは，さく，へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また，建物とは，独立した建物をいいます。ただし，複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は，正当な理由がない限り，１構内をなすものとみなします。

（2）　隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは，（1）にかかわらず，その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（3）　道路その他公共の用に供せられる土地（（1）に定める構内または（2）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において，街路灯等が設置されている場合は，その設置されている場所を１需要場所といたします。

（4）（1）に定める１構内もしくは１建物，（2）に定める隣接する複数の構内

または（３）に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

（イ）　非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9　需給契約の単位

当社は，次の場合を除き，１需要場所について１契約種別を適用して，１需給契約を結びます。

（１）　１需要場所において，次の１または２以上の契約種別とこれ以外の１契約種別とをあわせて契約する場合

臨時電力，農事用電力，自家発補給電力のうちの１契約種別，予備電力

（２）　災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない，お客さまからの申出がある場合で，当社が技術上，保安上適当と認めたとき。

（３）　電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する２以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により，一括して１需給契約を結ぶとき。

10　供給の開始

（１）　当社は，需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。

（２）　当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11　供給の単位

当社は，次の場合を除き，１需給契約につき，１供給電気方式，１引込みおよび１計量をもって電気を供給いたします。

（１）　９（需給契約の単位）（３）の場合

（２） 28（予備電力）（１）イおよびロをあわせて契約する場合
（３） 66（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
（４） その他技術上，経済上やむをえない場合

12　承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金または工事費等の全額を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13　需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，当社は，供給準備に先だって，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

14　契約種別

契約種別は，次のとおりといたします。

<table>
<tr><td rowspan="19">契約種別</td><td colspan="2">業務用電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用ＴＯＵ</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用高負荷率電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用高負荷率ＴＯＵ</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務用ウィークエンド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧ＴＯＵ</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧高負荷率電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧高負荷率ＴＯＵ</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td rowspan="2">高圧ウィークエンド</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時電力</td></tr>
<tr><td colspan="2">農事用電力</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自家発補給電力</td><td>A</td></tr>
<tr><td>B</td></tr>
<tr><td colspan="2">予備電力</td></tr>
</table>

15　業務用電力

（１）　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力Ａとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ａの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）（１）ハまたは（２）ニを適用した場合の最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（４）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４） 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

ｃ　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準

として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Aと同一計量される場合で，自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Aのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Aの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによっ

て定めます。

（５） 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,732円50銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	14円34銭	13円11銭

ハ　力率割引および割増し

（イ） 力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセ

ントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

16 業務用ＴＯＵ

（１） 適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，業務用ＴＯＵから業務用ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用ＴＯＵを適用いたしません。

（２） 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３） 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４） 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始

の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値とい

たします。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

（５）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

（６）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,732円50銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

１キロワット時につき	19円05銭

（ロ） 昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	15円84銭	15円02銭

（ハ） 夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

ハ 力率割引および割増し

（イ） 力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ） 力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（7） そ の 他

イ 原則として，業務用ＴＯＵを適用後１年に満たないで，業務用ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

17　業務用高負荷率電力

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，業務用高負荷率電力から業務用高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用高負荷率電力を適用いたしません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の

前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

（５）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）

の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	11円72銭	10円71銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ）　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（６）　そ の 他

イ　原則として，業務用高負荷率電力を適用後１年に満たないで，業務用高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

18　業務用高負荷率ＴＯＵ

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，業務用高負荷率ＴＯＵから業務用高負荷率ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用高負荷率ＴＯＵを適用いたしません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の

前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロによってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

（５）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

ハ　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

（６）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の

合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

１キロワット時につき	14円50銭

（ロ）　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	12円07銭	11円22銭

（ハ）　夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ）　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（７）　そ の 他

イ　原則として，業務用高負荷率ＴＯＵを適用後１年に満たないで，業務用高負荷率ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用ＴＯＵに準ずるものといたします。

19　業務用ウィークエンド

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，業務用ウィークエンドから業務用ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，業務用ウィークエンドを適用いたしません。

（２）　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

（３）　契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契

約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（４） 契約電力

契約電力は次によって定めます。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ） 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，

契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ａと同一計量される場合で，自家発補給電力Ａによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ａのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ａの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ハ　契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力をロ

によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，イによって定めます。

（５） 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表３（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

ロ　平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

ハ　週末時間

別表３（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

（６） 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

（イ）　ピーク時間

１キロワット時につき	14円93銭

（ロ）　平日時間

平日時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	11円77銭	11円02銭

（ハ）　週末時間

１キロワット時につき	10円04銭

ハ　力率割引および割増し

（イ）　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ）　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（７）　そ の 他

イ　原則として，業務用ウィークエンドを適用後１年に満たないで，業務用

ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用ＴＯＵに準ずるものといたします。

20　高 圧 電 力

（１）　高圧電力Ａ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，契約電力が500キロワット未満であり，かつ，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり，次のいずれかに該当するものに適用いたします。

（イ）　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

（ロ）　使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（１）ハまたは（２）ニを適用した場合の最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（４）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要

電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ） 自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,243円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	14円91銭	13円63銭

（ハ）　力率割引および割増し

ａ　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ｂ　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧電力Ｂを適用いたします。

（２）　高圧電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，契約電力が500キロワット以上であり，かつ，原則として2,000キロ

ワット未満（自家発補給電力Ｂとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，（１）ニによって定めます。

ニ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費

調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,732円50銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	12円75銭	11円66銭

（ハ）　力率割引および割増し

ａ　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

ｂ　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（３） そ の 他

発電設備等を介して，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

21 高圧ＴＯＵ

（１） 高圧ＴＯＵＡ

イ 適用範囲

高圧電力Ａの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧ＴＯＵＡから高圧ＴＯＵＡ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧ＴＯＵＡを適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

（イ） 各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加

された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,243円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	21円00銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	17円46銭	16円28銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ト　そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧ＴＯＵＢを適用いたします。

（２）　高圧ＴＯＵＢ

イ　適用範囲

高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧ＴＯＵＢから高圧ＴＯＵＢ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧ＴＯＵＢを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧ＴＯＵＡとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，（１）ニによって定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,732円50銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたし

ます。

a　ピーク時間

１キロワット時につき	16円86銭

b　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	14円03銭	12円93銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。この場合，平均力率は，別表５（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（３）　そ の 他

イ　原則として，高圧ＴＯＵを適用後１年に満たないで，高圧ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

22　高圧高負荷率電力

（１）　高圧高負荷率電力Ａ

イ　適用範囲

高圧電力Ａの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧高負荷率電力Ａから高圧高負荷率電力Ａ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧高負荷率電力Ａを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ａ　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

ｂ　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加

された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,556円50銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	13円95銭	12円76銭

（ハ）　力率割引および割増し

ａ　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パー

セントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ヘ　そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧高負荷率電力Ｂを適用いたします。

（２）　高圧高負荷率電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧高負荷率電力Ｂから高圧高負荷率電力Ｂ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧高負荷率電力Ｂを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間

以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

（ハ） 高圧高負荷率電力Ａとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，（１）ニによって定めます。

ニ 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ） 基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

（ロ） 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	11円20銭	10円24銭

（ハ） 力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（３） そ の 他

イ　原則として，高圧高負荷率電力を適用後１年に満たないで，高圧高負荷率電力以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，特に定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

23　高圧高負荷率ＴＯＵ

（１） 高圧高負荷率ＴＯＵＡ

イ　適用範囲

高圧電力Ａの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧高負荷率ＴＯＵＡから高圧高負荷率ＴＯＵＡ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧高負荷率ＴＯＵＡを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降

12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,556円50銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	19円20銭

ｂ　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	15円96銭	14円78銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ト　そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧高負荷率ＴＯＵＢを適用いたします。

（２）　高圧高負荷率ＴＯＵＢ

イ　適用範囲

高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧高負荷率ＴＯＵＢから高圧高負荷率ＴＯＵＢ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧高負荷率ＴＯＵＢを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルト

とし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧高負荷率ＴＯＵＡとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，（１）ニによって定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間および別表２（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ハ）　夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電

促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	13円88銭

ｂ　昼間時間

昼間時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	11円55銭	10円49銭

c　夜間時間

１キロワット時につき	9円87銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（３）　そ の 他

イ　原則として，高圧高負荷率ＴＯＵを適用後１年に満たないで，高圧高負荷率ＴＯＵ以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧ＴＯＵに準ずるものといたします。

24　高圧ウィークエンド

（１）　高圧ウィークエンドＡ

イ　適用範囲

高圧電力Ａの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧ウィークエンドＡから高圧ウィークエンドＡ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧ウィークエンドＡを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

（イ）　各月の契約電力は，次の場合を除き，その１月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

a　新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その１月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当社の供給設備により電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

b　契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む１月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその１月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その１月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その１月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c　契約受電設備を減少される場合等で，１年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む１月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降

12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降12月の期間で，その１月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む１月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

ホ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表３（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

（ハ）　週末時間

別表３（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

ヘ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	1,556円50銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	19円77銭

ｂ　平日時間

平日時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	14円74銭	13円93銭

c　週末時間

１キロワット時につき	10円04銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

ト　そ の 他

最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，高圧ウィークエンドＢを適用いたします。

（２）　高圧ウィークエンドＢ

イ　適用範囲

高圧電力Ｂの適用範囲に該当するものに適用いたします。ただし，高圧ウィークエンドＢから高圧ウィークエンドＢ以外の契約種別に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては，高圧ウィークエンドＢを適用いたしません。

ロ　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流３相３線式標準電圧6,000ボルト

とし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ　契約電力

（イ）　契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，１年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　自家発補給電力Ｂと同一計量される場合で，自家発補給電力Ｂによって電気を使用されたときは，原則として，その１月の自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から自家発補給電力Ｂのその１月の最大需要電力を差し引いた値とその１月の自家発補給電力Ｂの使用時間以外の時間における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値を，その１月の最大需要電力とみなします。

（ハ）　高圧ウィークエンドＡとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を（イ）によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，（１）ニによって定めます。

ニ　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

（イ）　ピーク時間

夏季の毎日13時から16時までの時間をいいます。ただし，別表３（週末等）に定める日の該当する時間を除きます。

（ロ）　平日時間

ピーク時間および週末時間以外の時間をいいます。

（ハ）　週末時間

別表３（週末等）に定める日の全ての時間をいいます。

ホ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	2,167円00銭

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

ａ　ピーク時間

１キロワット時につき	14円29銭

ｂ　平日時間

平日時間のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	11円14銭	10円32銭

c　週末時間

１キロワット時につき	10円04銭

（ハ）　力率割引および割増し

a　力率は，その１月のうち毎日８時から22時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）といたします。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

b　力率が，85パーセントを上回る場合は，その上回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割引し，85パーセントを下回る場合は，その下回る１パーセントにつき，基本料金を１パーセント割増しいたします。

（３）　そ の 他

イ　原則として，高圧ウィークエンドを適用後１年に満たないで，高圧ウィークエンド以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧ＴＯＵに準ずるものといたします。

25　臨 時 電 力

（１）　適用範囲

契約使用期間が１年未満の需要で，次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

イ　高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもの。

ロ　高圧で電気の供給を受けて，動力（付帯電灯を含みます。）を使用する

もの。

（２） 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

（３） 契約電力

契約電力は，（１）イに該当する場合は業務用電力，（１）ロに該当する場合は高圧電力の場合にそれぞれ準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表６（契約電力等の算定方法）によります。

（４） 料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき（１）イに該当する場合は業務用電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用し，（１）ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

（イ）　（1）イに該当する場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	17円06銭	15円66銭

（ロ）　（1）ロに該当する場合

a　契約電力が500キロワット未満の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	17円63銭	16円27銭

b　契約電力が500キロワット以上の場合

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	15円14銭	13円92銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，（1）イに該当する場合は業務用電力，（1）ロに該当する場合は高圧電力の場合にそれぞれ準じて適用いたします。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

（イ）　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその1月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ）　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

（5）　そ の 他

イ　当社は，原則として供給設備を常置いたしません。

ロ　契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で，

契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが１年未満となるときは，臨時電力を適用いたします。

ハ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，（１）イに該当する場合は業務用電力，（１）ロに該当する場合は高圧電力にそれぞれ準ずるものといたします。

26　農事用電力

（１）　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，農事用のかんがい排水のために動力（付帯電灯を含みます。）を使用するものに適用いたします。

（２）　契約電力

契約電力は，高圧電力の場合に準じて定めます。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合は，別表６（契約電力等の算定方法）によって算定された値といたします。

（３）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，ハによって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお，契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）以外の期間については，料金を申し受けません。

イ　基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。

なお，１回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は，半額といたします。また，１年の基本料金の合計は，最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の２月分とし，その１年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力１キロワットにつき	902円00銭

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	10円23銭	9円36銭

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。ただし，契約電力が500キロワット未満の場合の力率は，次により定めます。

（イ）　負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100パーセントといたします。）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，まったく電気を使用しないその１月の力率は，85パーセントとみなします。

（ロ）　お客さまは，正当な理由がある場合に限り，力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

（４）　そ の 他

イ　契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

ロ　お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は，契約使用期間を変更いたします。

ハ　お客さまが電気の使用を休止される場合には，当社は，引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ニ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

27　自家発補給電力

（1）　自家発補給電力Ａ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契約電力

（イ）　契約電力は，お客さまの発電設備の定格出力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合，契約電力は，原則として，１台当たりの容量が最大となる発電設備の定格出力を下回らないものといたします。

（ロ）　（イ）によりがたい場合には，次の値を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

ａ　予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の定格出力からお客さまの予備発電設備の定格

出力を差し引いた値

なお，この場合の予備発電設備とは，常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

b　発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的に遮断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の定格出力から瞬時に負荷を自動的に遮断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，業務用電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの30パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電

気の供給は，前月における電気の供給とみなします。

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量により，次のとおりといたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏　季　料　金	その他季料金
１キロワット時につき	15円62銭	14円28銭

ｂ　ａ以外の場合

ａにおいて適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ハ）　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，業務用電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ａの使用

（イ）　お客さまが自家発補給電力Ａを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ）　常時供給分と自家発補給電力Aを同一計量する場合で，常時供給分の契約電力を15（業務用電力）（４）ロ，16（業務用ＴＯＵ）（４）ロ，17（業務用高負荷率電力）（４）ロ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）ロまたは19（業務用ウィークエンド）（４）ロによって定めるお客さまのその１月の最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえないときは，（イ）にかかわらず，自家発補給電力Aを使用されなかったものとみな

します。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

（イ）　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）（４）イ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イまたは19（業務用ウィークエンド）（４）イによって定めるお客さまが自家発補給電力Ａを使用されたときは，自家発補給電力Ａの契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。ただし，自家発補給電力Ａの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

（ロ）　常時供給分の契約電力を15（業務用電力）（４）ロ，16（業務用ＴＯＵ）（４）ロ，17（業務用高負荷率電力）（４）ロ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）ロまたは19（業務用ウィークエンド）（４）ロによって定めるお客さまが自家発補給電力Aを使用されたときは，自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力を常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力の比であん分してえた値を，その１月の最大需要電力とみなします。ただし，自家発補給電力Aの使用時間中における最大需要電力が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が常時供給分の超過または自家発補給電力Aの超過のいずれかであることが明らかな場合は，次によるものといたします。

ａ　常時供給分の超過であることが明らかな場合は，自家発補給電力Ａの契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

ｂ　自家発補給電力Ａの超過であることが明らかな場合は，自家発補給電力Ａの使用時間中における最大需要電力から常時供給分の契約電力を差し引いた値をその１月の最大需要電力とみなします。

ヘ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

（イ）　使用電力量は，自家発補給電力Ａの使用時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値を差

し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ａの使用のつど選択することはできません。また，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドとあわせて自家発補給電力Ａを契約されるお客さまの基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

ａ　自家発補給電力Ａの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ａの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ａの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

（ロ）　自家発補給電力Ａの継続した使用時間を通算して自家発補給電力Ａの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電力Ａの使用時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ａの使用電力量といたします。

（ハ）　使用電力量の区分

自家発補給電力Ａの使用電力量は，自家発補給電力Ａの契約電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。ただし，自家発補給電力Ａの最大需要電力が自家発補給電力Ａの契約電力をこえた場合は，自家発補給電力Ａの最大需要電力に自家発補給電力Ａの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト　そ の 他

（イ）　定期検査および定期補修は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，当社へ文書により通知していただきます。

なお，その実施の時期を変更される場合には，その１月前までに当社

に通知していただきます。

（ロ）　当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

（ハ）　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力に準ずるものといたします。

（２）　自家発補給電力Ｂ

イ　適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で，お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電による停止等を含みます。）により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお，大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

ロ　契約電力

契約電力は，負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

ハ　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，（ハ）によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，

別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

（イ）　基本料金

基本料金は，高圧電力の該当料金の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし，まったく電気の供給を受けない場合は，該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントを割増ししたものの20パーセントといたします。また，その１月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは，その期間における電気の供給は，前月における供給とみなします。

（ロ）　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量により，次のとおりといたします。

ａ　定期検査または定期補修による場合

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

（ａ）　契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	16円23銭	14円84銭

（ｂ）　契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	13円88銭	12円69銭

ｂ　ａ以外の場合

ａにおいて適用される電力量料金の25パーセントを割増ししたもの

を適用いたします。

（ハ）　力率割引および割増し

力率割引および割増しは，高圧電力に準ずるものといたします。

ニ　自家発補給電力Ｂの使用

（イ）　お客さまが自家発補給電力Ｂを使用される場合は，使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし，事故その他やむをえない場合は，使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

（ロ）　常時供給分と自家発補給電力Ｂを同一計量する場合で，常時供給分の契約電力を20（高圧電力）（２）ハ，21（高圧ＴＯＵ）（２）ハ，22（高圧高負荷率電力）（２）ハ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（２）ハまたは24（高圧ウィークエンド）（２）ハによって定めるお客さまのその１月の最大需要電力が常時供給分の契約電力をこえないときは，（イ）にかかわらず，自家発補給電力Ｂを使用されなかったものとみなします。

ホ　常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

（イ）　常時供給分の契約電力を20（高圧電力）（１）ニ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニまたは24（高圧ウィークエンド）（１）ニによって定めるお客さまが自家発補給電力Ｂを使用されたときは，自家発補給電力Ｂの契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。ただし，自家発補給電力Ｂの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなときは，その需要電力の最大値をその１月の最大需要電力とみなします。

（ロ）　常時供給分の契約電力を20（高圧電力）（２）ハ，21（高圧ＴＯＵ）（２）ハ，22（高圧高負荷率電力）（２）ハ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（２）ハまたは24（高圧ウィークエンド）（２）ハによって定めるお客さまが自家発補給電力Ｂを使用されたときは，自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力を常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契

約電力の比であん分してえた値を，その１月の最大需要電力とみなします。ただし，自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力が常時供給分の契約電力と自家発補給電力Ｂの契約電力との合計をこえ，かつ，超過の原因が常時供給分の超過または自家発補給電力Ｂの超過のいずれかであることが明らかな場合は，次によるものといたします。

ａ　常時供給分の超過であることが明らかな場合は，自家発補給電力Ｂの契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。

ｂ　自家発補給電力Ｂの超過であることが明らかな場合は，自家発補給電力Ｂの使用時間中における最大需要電力から常時供給分の契約電力を差し引いた値をその１月の最大需要電力とみなします。

へ　常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

（イ）　使用電力量は，自家発補給電力Ｂの使用時間中に計量された使用電力量から，基準の電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお，この場合の基準の電力は，原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合，いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし，自家発補給電力Ｂの使用のつど選択することはできません。また，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドとあわせて自家発補給電力Ｂを契約されるお客さまの基準の電力は，各時間帯別に定めるものといたします。

ａ　自家発補給電力Ｂの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

ｂ　自家発補給電力Ｂの使用の前３月間における常時供給分の平均電力

ｃ　自家発補給電力Ｂの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

（ロ）　自家発補給電力Ｂの継続した使用時間を通算して自家発補給電力Ｂの使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は，自家発補給電

力Ｂの使用時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Ｂの使用電力量といたします。

（ハ） 使用電力量の区分

自家発補給電力Ｂの使用電力量は，自家発補給電力Ｂの契約電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。ただし，自家発補給電力Ｂの最大需要電力が自家発補給電力Ｂの契約電力をこえた場合は，自家発補給電力Ｂの最大需要電力に自家発補給電力Ｂの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

ト そ の 他

（イ） 定期検査および定期補修は，できる限り夏期をさけて実施していただくものとし，毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め，その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお，その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は，その時期を変更していただくことがあります。

（ロ） 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

（ハ） その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，高圧電力に準ずるものといたします。

28 予 備 電 力

（１） 適用範囲

業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵ，業務用ウィークエンド，高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドのお客さまが，常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため，予備電線路により

電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ　予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ　予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

（２）　契約電力

契約電力は，常時供給分の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合で，お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときの契約電力は，予備電力によって使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き，50キロワットを下回らないものといたします。

（３）　料　　金

料金は，基本料金，電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表４（燃料費調整）（１）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は，別表４（燃料費調整）（１）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は，電気の使用の有無にかかわらず，次のとおりといたします。

（イ）　業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドのお客さまの場合，予備線については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の

５パーセント，予備電源については業務用電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

（ロ） 高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドのお客さまの場合，予備線については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の５パーセント，予備電源については高圧電力の該当料金（電気を使用する場合のものといたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ　電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量につき，そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお，電力量料金は，常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ　力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし，常時供給分の力率割引および割増しの適用上，予備電力によって使用した電気は，原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

（４） そ の 他

イ　お客さまが希望される場合は，予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ　その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵ，業務用ウィークエンド，高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドに準ずるものといたします。

29　業務用蓄熱調整契約

（１）　適用条件

業務用電力の適用範囲に該当する需要で，蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により，（２）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（２）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（３）　料　　金

各月の料金は，次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額	－	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ただし，お客さまが（４）に定める自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合，（５）に定める蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合または（６）に定める蓄熱式空調システムとあわせて蓄熱式空調システム以外の電気空調機器（以下「非蓄熱式電気空調システム」といいます。）を使用する場合の各月の料金は，次の算式により算定された金額から（４）ホによって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。），（５）ロによって算定された金額（以下「蓄熱ピー

クシフト割引額」といいます。）または（６）ロによって算定された金額（以下「空調システム割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額	－	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額	－	イによって算定された蓄熱割引額

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたします。

（イ）　業務用電力または業務用高負荷率電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

なお，蓄熱割引額の算定において，夏季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価の夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価のその他季料金を適用いたします。

（ロ）　業務用ＴＯＵまたは業務用高負荷率ＴＯＵとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間時間の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

（ハ）　業務用ウィークエンドとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間平均電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

なお，夜間平均電力量料金単価は，次の算式によって算定された値とし，蓄熱割引額の算定において，夏季の蓄熱電力量には夏季夜間平均電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量にはその他季夜間平均電力量料金単価を適用いたします。

また，夜間平均電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　夏季夜間平均電力量料金単価

夏季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価の夏季料金} \times 63 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 29}{92}$$

b　その他季夜間平均電力量料金単価

その他季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価のその他季料金} \times 180 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 93}{273}$$

ロ　蓄熱単価

蓄熱単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	7円59銭

ハ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，36（計量）（２）により計量された夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。

ただし，夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は，夜間使用電力量からニによって算定された控除電力量を差し

引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ニ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

この場合，控除率は，別表12（標準控除率表）に定める標準控除率の値，または蓄熱槽を有する負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか，蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の稼働状況にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

（４）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合は，ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を割引いたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において，蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ただし，あらかじめ熱源機等が停止している場合は，蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は，当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は，７月１日から９月30日までといたします。

ただし，以下の日を除きます。

日曜日，土曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日

ハ　調整時間

調整時間は，調整期間を通じてお客さまが蓄熱ピーク調整を実施する時間とし，13時から16時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，調整時間は，毎日30分単位で設定するものとし，調整期間を通じて，調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，調整が行なわれた各月について次のとおり算定いたします。

ただし，当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には，割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

ヘ　割引単価

１キロワット１時間１月につき	1,034円00銭

（５）　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　冷暖房負荷等の蓄熱運転により，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生する場合で，お客さまがこの取扱いの適用を希望され，かつ，当社との協議が整ったときは，ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を割引いたします。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額

＝ハの蓄熱ピークシフト電力×常時供給分の基本料金単価×0.85

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。

（イ）　業務用電力，業務用高負荷率電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドの契約電力が500キロワット未満の場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

なお，受電設備を減少される場合等で，１年を通じての昼間時間の最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日以降の昼間時間の最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ）　業務用電力，業務用高負荷率電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドの契約電力が500キロワット以上の場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との

協議によって定めます。

なお，この場合の蓄熱ピークシフト電力が，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から不適当と認められるときには，すみやかに適正なものに変更していただきます。

ニ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，この取扱いを適用後１年に満たないで解消する場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の料金に加算いたします。

（６）　蓄熱式空調システムとあわせて非蓄熱式電気空調システムを使用する場合の取扱い

イ　蓄熱式空調システムおよび非蓄熱式電気空調システムを併用する電気空調システムを使用し，当社との協議が整った場合は，ロによって算定された空調システム割引額を割引いたします。

なお，この場合の非蓄熱式電気空調システムの電気方式および定格電圧は，原則として交流３相３線式200ボルト，交流３相３線式400ボルトまたは交流３相４線式400ボルトといたします。

ロ　空調システム割引額

空調システム割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

空調システム割引額＝ハの非蓄熱電力量×ニの割引単価

ハ　非蓄熱電力量

非蓄熱電力量は，36（計量）（３）により計量された非蓄熱式電気空調システムの使用電力量といたします。

なお，各月における非蓄熱電力量は，（３）ハの蓄熱電力量を上回らないものといたします。

ニ　割引単価

割引単価は次のとおりといたします。

１キロワット時につき	3円30銭

ホ　当社は，あらかじめお客さまから非蓄熱式電気空調システムに関する資料を提出していただきます。

ヘ　お客さまが，非蓄熱式電気空調システムの内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

（7）　そ の 他

イ　当社は，あらかじめお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容または稼働方法の変更，もしくは蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

30　業務用電化厨房契約

（1）　適用条件

業務用電力の適用範囲に該当する需要で，別表13（適用対象機器類別〔業務用電化厨房契約〕）に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器（以下「電化厨房機器」といいます。）を使用し，かつ，その総容量（出力といたします。）が原則として30キロワット以上のお客さまで，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（2）　料　　金

各月の料金は，次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以下「電化厨房割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

イ　電化厨房割引額

電化厨房割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額＝ロの電化厨房電力量×ハの割引単価

ロ　電化厨房電力量

電化厨房電力量は，36（計量）（４）により計量された電化厨房機器の使用電力量といたします。

ハ　割引単価

割引単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	3円30銭

（３）　そ の 他

イ　当社は，あらかじめお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

31　業務用総合電化契約

（１）　適用範囲

業務用電力の適用範囲に該当し，次のいずれにも該当する需要（以下「総合電化需要」といいます。）で，お客さまがこの契約の適用を希望される場合に適用いたします。

イ　業務用蓄熱調整契約および業務用電化厨房契約の適用を受けること。

ロ　需要場所における給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等に要するすべての

熱源を当社の供給する電気でまかなっていただくこと。

（２） 料　　金

各月の料金は，次の算式により算定された金額からイによって算定された金額（以下「総合電化割引額」といいます。）を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

業務用電力，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率電力，業務用高負荷率ＴＯＵまたは業務用ウィークエンドによって料金として算定された金額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

イ　総合電化割引額

総合電化割引額は，１月につき次によって算定された金額といたします。ただし，次によって算定された金額がハに定める総合電化割引上限額を上回る場合の総合電化割引額は，ハに定める総合電化割引上限額といたします。

総合電化割引額＝ロの総合電化割引対象額×５パーセント

ロ　総合電化割引対象額

総合電化割引対象額は，次によって算定された金額といたします。

総合電化割引対象額
＝常時供給分の基本料金＋常時供給分の使用電力量
×常時供給分の電力量料金単価

ハ　総合電化割引上限額

１契約につき	220,000円00銭

（３） そ の 他

イ　当社は，総合電化需要であることを確認するため，必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料等を提出していただきます。

ロ　給湯設備，厨房設備，冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，電気機器の変更などにより総合電化需要に該当しなくなったお客さまが，引き続きこの契約の適用を受け料金の一部の支払いを免れた場合は，52（違約金）に準じ，違約金を申し受けます。

ハ　総合電化割引額は，お客さまの申出にもとづいて当社が総合電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ニ　当社は，39（日割計算）に準じて日割計算を行ない，料金を算定いたします。ただし，総合電化割引上限額の日割計算は，次によるものといたします。

$$\text{総合電化割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，38（料金の算定）（１）ハまたはニに該当する場合は

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ホ　38（料金の算定）（１）ロの場合で，日割計算するときは，料金に変更があった日の前後の期間ごとに総合電化割引対象額を算定いたします。

32　産業用蓄熱調整契約

（１）　適用条件

高圧電力の適用範囲に該当する需要で，蓄熱式負荷設備の蓄熱運転により，（２）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで，この契約の適用を希望される場合に適用いたします。

（２）　時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日８時から22時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

（３）　料　　金

各月の料金は，次の算式により算定された金額からイによって算定された蓄熱割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドによって料金として算定された金額	－	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額

ただし，お客さまが（４）に定める自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合または（５）に定める蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の各月の料金は，次の算式により算定された金額から（４）ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額または（５）ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお，お客さまと当社との協議によって，蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドによって料金として算定された金額	－	再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額	－	イによって算定された蓄熱割引額

イ　蓄熱割引額

蓄熱割引額は，その１月の蓄熱電力量により，次のとおり算定いたしま

す。

（イ）　高圧電力または高圧高負荷率電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

なお，蓄熱割引額の算定において，夏季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価の夏季料金を，その他季の蓄熱電力量には常時供給分の電力量料金単価のその他季料金を適用いたします。

（ロ）　高圧ＴＯＵまたは高圧高負荷率ＴＯＵとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間時間の電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

（ハ）　高圧ウィークエンドとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\text{常時供給分の夜間平均電力量料金単価} - \text{ロの蓄熱単価}\right) \times \text{その１月の蓄熱電力量}$$

なお，夜間平均電力量料金単価は，次の算式によって算定された値とし，蓄熱割引額の算定において，夏季の蓄熱電力量には夏季夜間平均電力量料金単価を，その他季の蓄熱電力量にはその他季夜間平均電力量料金単価を適用いたします。

また，夜間平均電力量料金単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ａ　夏季夜間平均電力量料金単価

夏季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価の夏季料金} \times 63 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 29}{92}$$

b　その他季夜間平均電力量料金単価

その他季夜間平均電力量料金単価

$$= \frac{\text{常時供給分の平日時間の電力量料金単価のその他季料金} \times 180 + \text{常時供給分の週末時間の電力量料金単価} \times 93}{273}$$

ロ　蓄熱単価

蓄熱単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	7円59銭

ハ　蓄熱電力量

蓄熱電力量は，36（計量）（２）により計量された夜間使用電力量といたします。

ただし，夜間使用電力量に控除電力量が含まれる場合は，夜間使用電力量からニによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお，お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ニ　控除電力量

控除電力量は，夜間使用電力量に控除率を乗じてえた値といたします。

この場合，控除率は，蓄熱式負荷設備の稼働状況にもとづいてあらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

ホ　単位および端数処理

（イ）　控除電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（ロ）　控除率の単位は，１パーセントとし，その端数は，切り捨てます。

（４）　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合

の取扱い

イ　次のいずれにも該当し，当社との協議が整った場合は，ホによって算定された蓄熱ピーク調整割引額を割引いたします。

（イ）　ハによって定める調整時間において，蓄熱ピーク調整が可能であること。

　ただし，あらかじめ熱源機等が停止している場合は，蓄熱ピーク調整とはいたしません。

（ロ）　蓄熱ピーク調整は，当社が認定した自動制御等により行なうこと。

ロ　調整期間

調整期間は，７月１日から９月30日までといたします。

ただし，以下の日を除きます。

日曜日，土曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，８月13日，８月14日，８月15日

ハ　調整時間

調整時間は，調整期間を通じてお客さまが蓄熱ピーク調整を実施する時間とし，13時から16時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，調整時間は，毎日30分単位で設定するものとし，調整期間を通じて，調整時間帯は同一といたします。

ニ　契約調整電力

契約調整電力は，調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ホ　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は，調整が行なわれた各月について次のとおり算定いたします。

ただし，当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれな

かったとみなされる場合には，割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×への割引単価

へ　割引単価

１キロワット１時間１月につき	1,034円00銭

（５）　蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱い

イ　冷暖房負荷等の蓄熱運転により，昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，夜間時間に最大需要電力が発生する場合で，お客さまがこの取扱いの適用を希望され，かつ，当社との協議が整ったときは，ロによって算定された蓄熱ピークシフト割引額を割引いたします。

ロ　蓄熱ピークシフト割引額

蓄熱ピークシフト割引額は，１月につき次のとおり算定いたします。

ただし，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の蓄熱ピークシフト割引額は，半額といたします。

蓄熱ピークシフト割引額

＝ハの蓄熱ピークシフト電力×常時供給分の基本料金単価×0.85

ハ　蓄熱ピークシフト電力

蓄熱ピークシフト電力は，蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間に移行された増分電力をいい，次のとおり定めるものといたします。

（イ）　高圧電力Ａ，高圧高負荷率電力Ａ，高圧ＴＯＵＡ，高圧高負荷率ＴＯＵＡまたは高圧ウィークエンドＡとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。ただし，この場合の蓄熱ピークシフト電力は，イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）を上回らないものといたします。

なお，受電設備を減少される場合等で，１年を通じての昼間時間の最

大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日以降の昼間時間の最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

（ロ） 高圧電力Ｂ，高圧高負荷率電力Ｂ，高圧ＴＯＵＢ，高圧高負荷率ＴＯＵＢまたは高圧ウィークエンドＢとして電気の供給を受ける場合

蓄熱ピークシフト電力は，契約電力から１年を通じての昼間時間の最大需要電力を差し引いた値を上限として，イの対象となる蓄熱式負荷設備の容量（キロワット）等にもとづき，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

なお，この場合の蓄熱ピークシフト電力が，各月の昼間時間の最大需要電力の実績等から不適当と認められるときには，すみやかに適正なものに変更していただきます。

ニ　１年を通じて夜間時間に最大需要電力が発生しないことが明らかになった場合等については，この取扱いの適用をただちに解消させていただきます。

なお，この取扱いを適用後１年に満たないで解消する場合は，既に適用した蓄熱ピークシフト割引額の合計金額をこの取扱いの適用が解消された月の料金に加算いたします。

（６） そ の 他

イ　当社は，あらかじめお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ　お客さまが，蓄熱式負荷設備の内容または稼働方法の変更，もしくは蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は，あらかじめ申し出ていただきます。

Ⅳ　料金の算定および支払い

33　料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

34　検　針　日

検針日は，次により，実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（1）　検針は，お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に，各月ごとに行ないます。ただし，非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは，当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

（2）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は，検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（3）　当社は，次の場合には，（1）にかかわらず，各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお，当社は，ロの場合は，非常変災等の場合を除き，あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（4）　（3）イの場合で，検針を行なわなかったときは，需給開始の直後のお客

さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（5）　（3）ロの場合で，検針を行なわなかったときは，検針を行なわない月については，当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

35　料金の算定期間

（1）　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

（2）　当社があらかじめお客さまに使用電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，（1）にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

36　計　　量

（1）　使用電力量および最大需要電力は，原則として，記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で，30分単位で計量いたします。

（2）　業務用蓄熱調整契約および産業用蓄熱調整契約における夜間使用電力量の計量は，次によります。

イ　当社は，蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を，原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合，蓄熱式負荷設備は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　夜間使用電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

ハ　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し，当社との協議が整った場合には，当該システムの夜間使用電力量は，イにかかわらず，あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

（３）　業務用蓄熱調整契約における非蓄熱式電気空調システムの使用電力量の計量は，次によります。

イ　当社は，非蓄熱式電気空調システムの毎日13時から16時までの時間を除く使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

　この場合，非蓄熱式電気空調システムは，専用の回路で施設していただきます。

ロ　非蓄熱電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

（４）　業務用電化厨房契約における電化厨房機器の使用電力量の計量は，次によります。

イ　当社は，電化厨房機器の使用電力量を，その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

　この場合，電化厨房機器は，専用の回路で施設していただきます。

ロ　電化厨房電力量の計量は，特別の事情がない限り１計量をもって行ないます。

37　使用電力量の算定等

（１）　使用電力量は，30分ごとに計量された電力量といたします。

　また，料金の算定期間における使用電力量は，30分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

　なお，料金の算定期間における季節別および時間帯別の使用電力量を算定

する場合，季節別および時間帯別の使用電力量は，季節および時間帯ごとに，30分ごとの使用電力量を料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

（２） 34（検針日）（２）の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（３） 34（検針日）（５）の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（４） 当社は，検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５） 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，別表７（使用電力量等の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

38 料金の算定

（１） 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し，再開し，休止し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別，契約電力，力率等を変更したことにより，料金に変更があっ

た場合

ハ　35（料金の算定期間）（１）の場合で検針期間の日数がその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

ニ　35（料金の算定期間）（２）の場合で計量期間の日数がその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，５日を上回り，または下回るとき。

（２）　料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

39　日 割 計 算

（１）　当社は，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニの場合は，次により料金を算定いたします。

イ　基本料金は，別表８（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）（１）ロにより算定いたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。

ニ　イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

（２）　38（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。また，38（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

（３）　力率に変更がある場合は，次により基本料金を算定いたします。

イ　力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は，その前後の力率にもとづいて，別表８（日割計算の基本算式）（１）イにより日

割計算をいたします。

ロ　契約負荷設備の変更等がない場合で，協議によって力率を変更するときは，変更の日を含むその１月から変更後の力率によります。

40　料金の支払義務および支払期日

（１）　お客さまの料金の支払義務は，次の場合を除き，検針日に発生いたします。

イ　34（検針日）（４）の場合の料金または37（使用電力量の算定等）（２）もしくは（３）により精算する場合の精算額については次回の検針日といたします。

ロ　37（使用電力量の算定等）（５）の場合は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ハ　需給契約が消滅した場合は，消滅日といたします。ただし，特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は，その日といたします。

ニ　農事用電力のお客さまの１年の基本料金の合計が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は，その金額が明らかになった日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は，その検針日といたします。）といたします。

（２）　お客さまの料金は，支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は，支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし，当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は，検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお，支払期日が日曜日または銀行法第15条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は，支払期日を翌日といたします。また，翌日が日曜日または休日に該当するときは，さらにその翌日といたします。

（４） 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は，当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は，（３）にかかわらず，それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

41 料金その他の支払方法

（１） 料金については毎月，工事費負担金その他についてはそのつど，料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお，料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は，次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は，当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には，当社が指定した様式によっていただきます。

（２） お客さまが料金を（１）イにより支払われる場合は，料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また，（１）ロにより支払われる場合は，その金融機関等に払い込まれたときといたします。

（３） 料金は，支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（４） 34（検針日）（４）の場合，需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は，需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

42　延 滞 利 息

（1）　お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

（2）　延滞利息は，その算定の対象となる料金から，消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても，365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお，消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（3）　延滞利息は，原則として，お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

43　保　証　金

（1）　当社は，お客さまが次のいずれかに該当する場合には，供給の開始もしくは再開に先だって，または供給継続の条件として，予想月額料金の３月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ　支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ　新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，次のいずれかに該当するとき。

（イ）　既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

（ロ）　支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

（２）　予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は，お客さまの負荷率，操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

（３）　当社は，保証金の預かり期間を２年以内で設定いたします。

なお，（４）により保証金を預けていただく場合は，そのときからあらためて２年以内の預かり期間を設定いたします。

（４）　当社は，需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には，保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合，当社は，あらためて（１）によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

（５）　当社は，保証金について利息を付しません。

（６）　当社は，保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には，保証金をお返しいたします。ただし，（４）により支払額に充当した場合は，その残額をお返しいたします。

Ⅴ　使用および供給

44　適正契約の保持

当社は，お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

45　契約超過金

（１）　お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその１月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その１月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

（２）　契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

46　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は，原則として，85パーセント以上に保持していただきます。

なお，軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

（２）　当社は，技術上必要がある場合には，進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。

なお，この場合のお客さまの１月の力率は，必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

47　需要場所への立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，お客さまのお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

（１）　需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

（２）　78（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

（３）　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（４）　計量器の検針または計量値の確認

（５）　49（供給の停止），59（需給契約の消滅）（２）または61（解約等）により必要な処置

（６）　その他この離島約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

48　電気の使用にともなうお客さまの協力

（１）　お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

（２）　お客さまが発電設備を当社の供給設備に電気的に接続して使用される場合は，（１）に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準，その他の法令等にしたがい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

49　供給の停止

（１）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，当社に重大な損害を与えた場合

ハ　67（引込線の接続）に反して，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（２）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお，この場合には，供給停止の５日前までに予告いたします。

イ　お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ　この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この離島約款

から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

（３）　お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ　農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ホ　高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵ，高圧ウィークエンド，農事用電力，自家発補給電力Ｂの場合，臨時電力で高圧電力に準ずる場合または予備電力で高圧電力，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率電力，高圧高負荷率ＴＯＵもしくは高圧ウィークエンドに準ずる場合で，付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ヘ　農事用電力の場合で，契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト　47（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ　48（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（４）　お客さまがその他この離島約款に反した場合には，当社は，そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

（５）　（１）から（４）によって電気の供給を停止する場合には，当社は，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

50　供給停止の解除

49（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，当社は，すみやかに電気の供給を再開いたします。

51　供給停止期間中の料金

49（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を39（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。

52　違　約　金

（１）　お客さまが49（供給の停止）（３）ロからへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の３倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

（２）　（１）の免れた金額は，この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

（３）　不正に使用した期間が確認できない場合は，６月以内で当社が決定した期間といたします。

53　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

イ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ　当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

ハ　当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

ニ　非常変災の場合

ホ　その他保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

54　制限または中止の料金割引

（１）　当社は，53（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって，電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，そのお客さまについては割引いたしません。

イ　契約電力が500キロワット未満の場合

（イ）　割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

（ロ）　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ日数１日ごとに４パーセントといたします。

（ハ）　制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は，１日のうち延べ１時間以上制限し，または中止した日を１日として計算いたします。

ロ　契約電力が500キロワット以上の場合

（イ）　割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニの場合は，制限または中止の日における契約内容に応じて算定される１月の金額といたします。

（ロ）　割 引 率

１月中の制限し，または中止した延べ時間数１時間ごとに0.2パーセントといたします。

（ハ）　制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は，１回10分以上の制限または中止の延べ時間とし，１時間未満の端数を生じた場合は，30分以上は切り上げ，30分未満は切り捨てます。

なお，制限時間については，次により修正したうえで合計いたします。

a　需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H′＝修正時間（10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H＝制限時間

D＝契約電力

d＝制限時間中の需要電力の最大値

b　使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H′＝修正時間

H＝制限時間

A＝制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B＝制限時間中の使用電力量

c　需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については，aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

（２）　（１）による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には，電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに３日前までにお知らせして行なう制限または中止は，１月につき１日を限って計算に入れません。この場合の１月につき１日とは，１暦月の１暦日における１回の工事による制限または中止の時間といたします。

（３）　臨時電力，農事用電力，自家発補給電力および予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても（１）および（２）に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

55　損害賠償の免責

（１）　53（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　49（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または61（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　当社に故意または過失がある場合を除き，当社は，お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

56　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の当社の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失した場合は，その設備について次の金額を賠償していただきます。

（１）　修理可能の場合

修理費

（２）　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

57　需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

58　名義の変更

お客さまが，それまで電気の供給を受けていた他のお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。この場合には，その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

59　需給契約の消滅

（1）　お客さまがこの離島約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

（2）　当社は，原則として，お客さまから通知された廃止期日に，当社の供給設備またはお客さまの電気設備において，需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

（3）　需給契約は，61（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ　当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は，需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

60　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

（１）　お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が，契約電力を新たに設定し，または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または契約電力を減少しようとされる場合には，当社は，契約電力を新たに設定し，または増加された日にさかのぼって，新増加後１年に満たないで減少される契約電力（以下「減少契約電力」といいます。）分について臨時電力を適用し，需給契約の消滅日または変更日に，次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　料金の精算

当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加された日から，電気の使用を廃止し，または契約電力を減少される日の前日までの期間（以下「精算対象期間」といいます。）の減少契約電力および減少契約電力分に相当する使用電力量について，臨時電力を適用して算定される料金と既に申し受けた精算対象期間の減少契約電力分に相当する料金との差額を申し受けます。

なお，減少契約電力分に相当する使用電力量は，精算対象期間の使用電力量（季節別および時間帯別の使用電力量を算定する場合は，精算対象期間の季節および時間帯ごとの使用電力量といたします。）を減少契約電力分と残余分の比であん分して算定いたします。

ロ　工事費の精算

当社は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について，75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお，お客さまが契約電力を減少されることにともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を新たに設定し，または増加されたこと

にともない新たに施設した供給設備について75（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

（２） 減少契約電力に供給設備の利用期間が１年以上となる契約電力が含まれる場合の料金の精算額は，（１）にかかわらず，（１）イに準じて算定される料金の精算額から，供給設備の利用期間が１年以上となる契約電力分について，精算対象期間に応じた当社の託送供給等約款に準じて算定される標準接続送電サービス料金（予備電力の料金を精算する場合は，この離島約款の28〔予備電力〕に準じて算定される該当料金といたします。）相当の20パーセントに該当する金額を差し引いた金額といたします。ただし，当社との需給契約の消滅日以降に，新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，それが明らかになった日に，（１）イに準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。

（３） 当社との需給契約の消滅後もお客さまが同一の需要場所で引き続き当社の供給設備を利用して電気の供給を受ける場合で，新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上となるときは，（１）にかかわらず，工事費の精算は行なわないものといたします。ただし，当社との需給契約の消滅日以降に，新増加時の契約電力分の供給設備の利用期間が１年以上とならないことが明らかになった場合には，それが明らかになった日に，（１）ロに準じて算定される工事費の精算額を申し受けます。

（４） 15（業務用電力）（４）イ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イ，19（業務用ウィークエンド）（４）イ，20（高圧電力）（１）ニ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニまたは24（高圧ウィークエンド）（１）ニによって契約電力を定めるお客さまが，

契約受電設備を新たに設定し，または契約受電設備の総容量を増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし，または15（業務用電力）（４）イ（イ）ｃ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ（イ）ｃ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ（イ）ｃ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イ（イ）ｃ，19（業務用ウィークエンド）（４）イ（イ）ｃ，20（高圧電力）（１）ニ（イ）ｃ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ（イ）ｃ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ（イ）ｃ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニ（イ）ｃもしくは24（高圧ウィークエンド）（１）ニ（イ）ｃにより契約電力を減少しようとされる場合は，（１），（２）および（３）に準ずるものといたします。この場合，（１）にいう契約電力を新たに設定された日は，契約受電設備を新たに設定された日とし，契約電力を増加された日は，契約受電設備の総容量を増加された日とし，契約電力を減少される日は，15（業務用電力）（４）イ（イ）ｃ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ（イ）ｃ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ（イ）ｃ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イ（イ）ｃ，19（業務用ウィークエンド）（４）イ（イ）ｃ，20（高圧電力）（１）ニ（イ）ｃ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ（イ）ｃ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ（イ）ｃ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニ（イ）ｃもしくは24（高圧ウィークエンド）（１）ニ（イ）ｃにより契約電力を減少しようとされる日といたします。

61　解　約　等

（１）　49（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。

（２）　お客さまが，59（需給契約の消滅）（１）による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するもの

といたします。

62　需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

63　需給地点および施設

（１）　電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は，当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　需給地点は，需要場所内の地点とし，当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，次の場合には，お客さまと当社との協議により，需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ　山間地にある需要場所等，当社の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　１建物内の２以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　65（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　技術上，経済上やむをえない場合で，お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。

ヘ　その他特別の事情がある場合

（３）　需給地点に至るまでの供給設備は，当社の所有とし，工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き，当社の負担で施設いたします。

なお，当社は，お客さまのためにお客さまの土地または建物に供給設備を施設する場合は，その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

64　架空引込線

（１）　当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には，原則として架空引込線によるものとし，お客さまの建造物または補助

支持物の引込線取付点までは，当社が施設いたします。この場合には，引込線取付点は，当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって，堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

（２） 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社は，補助支持物を無償で使用できるものといたします。

65 地中引込線

（１） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上，経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で，当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには，次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器，断路器または接続装置の接続点

ロ　当社が施設する接続装置の接続点

なお，当社は，お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（２） （１）により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は，当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり，原則として，地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず，かつ，安全に施設できる場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，これ以外の場合には，需要場所内の地中引込線は，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。

（３） 地中引込線の施設上必要な次の付帯設備は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。この場合には，当社は，付帯設備を無償で使用できるものといたします。

イ　鉄管，暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で，お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには，地中引込線は，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設していただきます。ただし，当社が，保安上または保守上適当と認めた場合は，（1）に準じて接続を行ないます。この場合，当社は，71（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

66　連接引込線等

当社は，建物の密集場所等特別の事情がある場所では，連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合，当社は，分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお，お客さまの電気設備との接続点までは，当社が施設いたします。

67　引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は，当社が行ないます。

なお，お客さまの希望によって引込線の位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。

68　計量器等の取付け

（１）　料金の算定上必要な計量器，その付属装置（計量器箱，変成器，変成器の２次配線，通信装置および通信回線等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は，契約電力等に応じて当社が選定し，かつ，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。ただし，次の場合には，お客さまの所有とし，お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の２次配線等で，当社規格以外のケーブルを必要とし，またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

（２）　計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

（３）　計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，（１）によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

（４）　お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更し，またはこれに準ずる工事をする場合には，当社は，実費相当額を申し受けます。

69　専用供給設備

（１）　当社は，次の場合には，71（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　48（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（１次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

Ⅷ　工事費の負担

70　一般供給設備の工事費負担金

（１）　お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには，当社は，その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区　　分	単　　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	3,520円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	28,050円00銭

なお，張替えまたは添架を行なう場合は，架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（２）　工事費負担金の対象となる供給設備は，需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（３）　２以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は，次によります。

イ　２以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は，その代表のお客さまによる１申込みとみなして算定いたします。この場合，無償こう長は，（１）の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ　２以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は，お

客さまごとに算定いたします。この場合，それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については，共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を，新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4） 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は，次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は，地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は，架空配電設備の工事こう長といたします。ただし，地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は，次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（5） 次の言葉は，Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい，電線，引込線，変圧器およびこれらを支持し，または収納する工作物（支持物，がいし，支線，暗きょ，管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表14（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい，実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお，工事こう長の単位は，１メートルとし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６） Ⅷ（工事費の負担）において，契約電力等を増加される場合とは，契約電力を増加される場合をいいます。ただし，15（業務用電力）（４）イ，16（業務用ＴＯＵ）（４）イ，17（業務用高負荷率電力）（４）イ，18（業務用高負荷率ＴＯＵ）（４）イ，19（業務用ウィークエンド）（４）イ，20（高圧電力）（１）ニ，21（高圧ＴＯＵ）（１）ニ，22（高圧高負荷率電力）（１）ニ，23（高圧高負荷率ＴＯＵ）（１）ニまたは24（高圧ウィークエンド）（１）ニによって契約電力が定められている場合は，契約受電設備の総容量を増加される場合をいいます。

なお，負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，契約電力等を増加されるものとみなします。

71　特別供給設備の工事費負担金

（１） お客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加される場合で，これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには，当社は，次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は，標準設計で施設する場合の工事費をこえる金額

なお，この場合も70（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ　架空配電設備で供給できるにもかかわらず，お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は，（イ）または（ロ）の金額

（イ） 標準設計工事費をこえる金額

なお，この場合も，70（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

（ロ）　需給地点が行政庁から認可，認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第４条第７項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は，（イ）にかかわらず，その工事費の全額からケーブル，変圧器，開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ　69（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は，その工事費の全額

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，69（専用供給設備）（２）によるものといたします。

（２）　お客さまが27（自家発補給電力）または28（予備電力）によって新たに電気を使用し，または契約電力を増加される場合で，これにともない新たに予備供給設備を施設するときには，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお，この場合には，工事費負担金の対象となる供給設備は，70（一般供給設備の工事費負担金）（２）に準ずるものといたします。ただし，予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は，69（専用供給設備）（２）によるものといたします。

72　供給設備を変更する場合の工事費負担金

（１）　新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで，お客さまの希望によって供給設備を変更する場合は，67（引込線の接続）または68（計量器等の取付け）によって実費相当額を申し受ける場合を除き，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

（２）　48（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

73　特別供給設備等の工事費の算定

71（特別供給設備の工事費負担金）および72（供給設備を変更する場合の工

事費負担金）の場合の工事費は，次により算定いたします。

（1） 工事費は，お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き，標準設計によって施設する場合の工事費とし，工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛りの合計額といたします。ただし，撤去工事がある場合は，撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加え，撤去後の資材の残存価額を差し引くものといたします。

なお，材料費は，払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

（2） お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は，（1）に準じて算定いたします。

（3） 予備供給設備の工事費を70（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は，（1）または（2）にかかわらず，その工事費を70（一般供給設備の工事費負担金）（1）にもとづいて算定いたします。この場合，超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（4） 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔，管路等を利用して電気を供給する場合は，新たに施設される電線路に必要とされる回線数，管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$工事費 \times \frac{使用回線数}{施設回線数}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$工事費 \times \frac{使用孔数}{施設孔数 - 予備孔数}$$

（5） 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し，または契約電力等を増加さ

れる場合で，これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには，当社は，70（一般供給設備の工事費負担金）または71（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお，この場合の工事費負担金は，71（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

74　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。ただし，お客さまに特別の事情がある場合は，工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合，需給開始日までに申し受けます。

（2）　お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　当社は，設計の変更，材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は，工事完成後すみやかに工事費負担金を精算するものといたします。ただし，70（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定される工事費負担金については，架空配電設備および地中配電設備ごとの工事こう長の変更の差異がいずれも5パーセント以内の場合は精算いたしません。

（4）　当社は，お客さまの承諾をえて，専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお，その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は，その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

（5）　工業団地として整備された地域等において，原則として1年以内にすべて

の建物が施設され，すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには，当社は，施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される70（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。また，工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は，共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても，施設された配電設備に応じたものといたします。

75　臨時工事費

（1）　25（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には，当社は，新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から，その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を，臨時工事費として申し受けます。

（2）　臨時工事費を申し受ける場合は，70（一般供給設備の工事費負担金），71（特別供給設備の工事費負担金）および72（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。

（3）　新たに施設する供給設備のうち，当社が将来の需要等を考慮して常置し，かつ，無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。

（4）　臨時工事費の申受けおよび精算は，74（工事費負担金の申受けおよび精算）（1），（2）および（3）に準ずるものといたします。

76　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後，お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で，その供給設備を利用し

て電気を使用されないときは，当社は，要した費用の実費を申し受けます。

なお，実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても，測量監督等に多額の費用を要したときは，その実費を申し受けます。

Ⅸ　保　　安

77　保安の責任

当社は，需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について，保安の責任を負います。

78　保安等に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には，お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　お客さまが，引込線，計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが，お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

（３）　当社は，必要に応じて，供給開始に先だち，受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について，お客さまと協議を行ないます。

（４）　当社は，必要に応じて，（３）に定める事項その他系統運用上必要な事項について別途協定書を締結いたします。

附　　則

附　　則

1　この離島約款の実施期日

この離島約款は，2022年４月12日から実施いたします。

2　供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は，36（計量）（１）および附則４（記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の特別措置）（１）ホにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，使用電力量または最大需要電力は，計量された使用電力量または最大需要電力を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

3　供給電圧についての特別措置

供給電圧については，当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，当分の間，本則の規定にかかわらず標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合において，料金その他の供給条件は，高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

4　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等の特別措置

（１）　30分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量する場合等の使用電力量および最大需要電力等は，次のとおりといたします。

イ　使用電力量の計量は，電力量計の読みによるものとし，料金の算定期間における使用電力量は，次の場合ならびにへおよびトの場合を除き，検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力

量計の読み（電気の供給を開始した場合は，原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は，乗率倍するものといたします。）いたします。ただし，当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における電力量計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

（イ） 34（検針日）（２）の場合の使用電力量は，前回の検針の結果によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

（ロ） 34（検針日）（４）の場合，計量値を確認するときを除き，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

（ハ） 34（検針日）（５）の場合の使用電力量は，原則として前回の検針の結果の１月平均値によるものとし，次回の検針の結果の１月平均値によって精算いたします。ただし，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ　業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵ，業務用ウィークエンド，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率ＴＯＵおよび高圧ウィークエンドの使用電力量の計量は，原則として各時間帯別に行ないます。

ハ　料金の算定期間における最大需要電力の計量は，へおよびトの場合を除き，検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は，原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし，当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせして記録型計量器により計量する場合には，検針日における30分最大需要電力計の読みは，計量日に記録された値の読みといたします。

なお，乗率を有する30分最大需要電力計の場合は，乗率倍するものといたします。

ニ　計量器の読みは，次によります。

（イ）　指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

（ロ）　乗率を有しない場合は，整数位までといたします。ただし，記録型計量器により計量する場合は，最小位までといたします。

（ハ）　乗率を有する場合は，最小位までといたします。ただし，30分最大需要電力計により計量を行なう場合で，指針が目盛りの中間を示すときは，目盛りの間隔の２分の１の値を単位といたします。

ホ　使用電力量および最大需要電力は，供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

ヘ　計量器を取り替えた場合には，料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は，トの場合を除き，次によります。

（イ）　料金の算定期間における使用電力量は，取付けおよび取外しした電力量計ごとにイに準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（ロ）　料金の算定期間における最大需要電力は，取付けおよび取外しした30

分最大需要電力計ごとにハに準じて計量した最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

ト　計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は，別表７（使用電力量等の協定）を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

（２）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で，38（料金の算定）（１）イ，ロ，ハまたはニのときは，次により電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

イ　電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて（７）イにより算定いたします。

ロ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて（７）ロにより算定いたします。

ハ　イおよびロによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

ニ　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

（３）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で，（１）イ（イ）または（ハ）により精算するときの精算額のお客さまの支払義務は，次回の検針日に発生するものといたします。また，（１）トのときの料金のお客さまの支払義務は，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日に発生するものといたします。

（４）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で，15（業務用電力）（５）ロ，17（業務用高負荷率電力）（５）ロ，20（高圧電力）（１）ホ（ロ），（２）ニ（ロ），22（高圧高負荷率電力）（１）ホ（ロ），（２）ニ（ロ），25（臨時電力）（４）ロ，26（農事用電力）（３）ロ，27（自家発補給電力）（１）ハ（ロ）ａおよび（２）ハ（ロ）ａにおいて，その１月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，計量値を確認するときを除き，その１月の使用電力量

をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

（５）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で，29（業務用蓄熱調整契約）（３）ハおよび32（産業用蓄熱調整契約）（３）ハにおいて，その１月に夏季およびその他季がともに含まれるときには，計量値を確認する場合を除き，その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（６）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等において，平均力率は，別表５（平均力率の算定）（１）により決定することとし，この場合，有効電力量および無効電力量の計量については，（１）イ，ニ，ホ，ヘ（イ）およびトに準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，（１）ホにかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量することとし，この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

（７）　記録型計量器以外の計量器で計量する場合等で，日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定するときは，次のとおりといたします。

イ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）（１）イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量（業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵ，業務用ウィークエンド，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドの場合は，各時間帯別の使用電力量といたします。）を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，料金の算定期間に夏

季およびその他季がともに含まれる場合は，業務用ＴＯＵ，業務用高負荷率ＴＯＵ，業務用ウィークエンド，高圧ＴＯＵ，高圧高負荷率ＴＯＵまたは高圧ウィークエンドの場合を除き，料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

ロ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）（１）イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）（１）ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

別　　表

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，ロおよびハの場合を除き，当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日から翌年の４月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，ハの場合を除き，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう検針日は，計量日といたします。

ハ　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は，イに準ずるものといたします。この場合，イにいう４月の検針日は，５月１日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたしま

す。

なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

また，予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。

（イ）　（ロ）および（ハ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

（ロ）　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，（ハ）の場合を除き，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，計量日といたします。

（ハ）　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，（イ）に準ずるものといたします。こ

の場合，（イ）にいう４月の検針日は，５月１日といたします。

２　休　日　等

この離島約款において，休日等とは，次の日をいいます。

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

１月２日

１月３日

１月４日

５月１日

５月２日

12月30日

12月31日

３　週　末　等

この離島約款において，週末等とは，次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

１月２日

１月３日

１月４日

５月１日

５月２日

12月30日

12月31日

4　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.1543

β＝0.1322

γ＝0.9761

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（イ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$燃料費調整単価 = （26{,}000円 - 平均燃料価格） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

（ロ）　１キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$燃料費調整単価 = （平均燃料価格 - 26{,}000円） \times \frac{（2）の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

（イ）　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（ロ）および（ハ）の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月31日までの期間	その年の５月の検針日から６月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月30日までの期間	その年の６月の検針日から７月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月31日までの期間	その年の７月の検針日から８月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月30日までの期間	その年の８月の検針日から９月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月31日までの期間	その年の９月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の１月の検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の１月の検針日から２月の検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の２月の検針日から３月の検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の３月の検針日から４月の検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の２月29日までの期間）	翌年の４月の検針日から５月の検針日の前日までの期間

（ロ）　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，（ハ）の場合を除き，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，計量日といたします。

（ハ）　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう各月の検針日は，その月の翌月の初日といたします。

ニ　燃料費調整額

燃料費調整額は，その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（２）　基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	23銭4厘

（３）　燃料費調整単価等の掲示

当社は，（１）イの各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および（１）ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

５　平均力率の算定

（１）　平均力率は，無効電力量を有効電力量で除してえた値（端数は，小数点以下第５位で四捨五入いたします。）に応じて，次のとおりといたします。

無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）	無効電力量／有効電力量の値		平均力率（パーセント）
0.0000から	0.1004まで	100	0.8420から	0.8685まで	76
0.1005	0.1752	99	0.8686	0.8954	75
0.1753	0.2279	98	0.8955	0.9225	74
0.2280	0.2718	97	0.9226	0.9500	73
0.2719	0.3106	96	0.9501	0.9778	72
0.3107	0.3461	95	0.9779	1.0060	71
0.3462	0.3793	94	1.0061	1.0345	70
0.3794	0.4108	93	1.0346	1.0636	69
0.4109	0.4409	92	1.0637	1.0931	68
0.4410	0.4701	91	1.0932	1.1231	67
0.4702	0.4984	90	1.1232	1.1536	66
0.4985	0.5261	89	1.1537	1.1848	65
0.5262	0.5533	88	1.1849	1.2166	64
0.5534	0.5801	87	1.2167	1.2490	63
0.5802	0.6066	86	1.2491	1.2822	62
0.6067	0.6329	85	1.2823	1.3161	61
0.6330	0.6590	84	1.3162	1.3508	60
0.6591	0.6850	83	1.3509	1.3864	59
0.6851	0.7110	82	1.3865	1.4229	58
0.7111	0.7370	81	1.4230	1.4603	57
0.7371	0.7630	80	1.4604	1.4988	56
0.7631	0.7892	79	1.4989	1.5384	55
0.7893	0.8154	78	1.5385	1.5792	54
0.8155	0.8419	77	1.5793	1.6211	53

無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)	無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)
1.6212から	1.6644まで	52	3.3634から	3.4962まで	28
1.6645	1.7091	51	3.4963	3.6389	27
1.7092	1.7554	50	3.6390	3.7919	26
1.7555	1.8031	49	3.7920	3.9572	25
1.8032	1.8526	48	3.9573	4.1362	24
1.8527	1.9039	47	4.1363	4.3305	23
1.9040	1.9571	46	4.3306	4.5424	22
1.9572	2.0124	45	4.5425	4.7744	21
2.0125	2.0700	44	4.7745	5.0298	20
2.0701	2.1299	43	5.0299	5.3121	19
2.1300	2.1923	42	5.3122	5.6261	18
2.1924	2.2576	41	5.6262	5.9775	17
2.2577	2.3258	40	5.9776	6.3736	16
2.3259	2.3972	39	6.3737	6.8237	15
2.3973	2.4721	38	6.8238	7.3396	14
2.4722	2.5507	37	7.3397	7.9373	13
2.5508	2.6334	36	7.9374	8.6380	12
2.6335	2.7206	35	8.6381	9.4712	11
2.7207	2.8126	34	9.4713	10.4787	10
2.8127	2.9099	33	10.4788	11.7221	9
2.9100	3.0130	32	11.7222	13.2958	8
3.0131	3.1225	31	13.2959	15.3521	7
3.1226	3.2390	30	15.3522	18.1543	6
3.2391	3.3633	29	18.1544	22.1997	5

無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)	無効電力量／有効電力量の値		平均力率(パーセント)
22.1998から	28.5539まで	4	66.6668から	199.9975まで	1
28.5540	39.9875	3	199.9976	∞	
39.9876	66.6667	2			

なお，この表の平均力率は，次の算式にもとづき計算しています。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

（２） 有効電力量および無効電力量の計量については，36（計量）（１）および37（使用電力量の算定等）に準ずるものといたします。ただし，有効電力量または無効電力量は，36（計量）（１）にかかわらず，当分の間，やむをえない場合には，供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合，有効電力量または無効電力量は，計量された有効電力量または無効電力量を，供給電圧と同位にするために原則として３パーセントの損失率によって修正したものといたします。

６ 契約電力等の算定方法

臨時電力および農事用電力のお客さまで，契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は，次の（１）の値と（２）の値のうち，いずれか小さいものといたします。

（１） 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は，別表10〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお，電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場

合は，契約負荷設備の入力を別表９（契約負荷設備の総容量の算定）（１）に準じて算定いたします。

イ　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の２台の入力につき	100パーセント
	次の２台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

ただし，電灯または小型機器は，その全部を１台の契約負荷設備とみなします。

ロ　イによってえた値の合計のうち

最初の６キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

（２）　契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表11〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表10〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，１ボルトアンペアを１ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

イ　２次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

ロ　２次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

ハ　電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の２次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の２次側に接続されている変圧器を除きます。）

ニ　予備設備であることが明らかな変圧器

7　使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は，次によります。

（１）　使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし，協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

（イ）　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \begin{array}{l}\text{協定の対象となる}\\ \text{期間の日数}\end{array}$$

（ロ）　前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}} \times \begin{array}{l}\text{協定の対象となる}\\ \text{期間の日数}\end{array}$$

ロ　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で，取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \begin{array}{l}\text{協定の対象となる}\\ \text{期間の日数}\end{array}$$

ニ　参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお，この場合の計量器の取付けは，68（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント＋（±誤差率）}}$$

なお，公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は，次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

（イ）　お客さまの申出により測定したときは，申出の日の属する月

（ロ）　当社が発見して測定したときは，発見の日の属する月

（２）　最大需要電力の協定

（１）に準ずるものといたします。

8　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

イ　基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし，38（料金の算定）（1）ハまたはニに該当する場合は

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦　日　数}}$$

といたします。

ロ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）（1）イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して，それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

なお，それぞれの期間の季節別および時間帯別の使用電力量は，季節および時間帯ごとに30分ごとの使用電力量をそれぞれの期間において合計して算定いたします。

ハ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

（イ）　38（料金の算定）（1）イ，ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（ロ）　38（料金の算定）（1）ロの場合

料金の算定期間を料金に変更のあった日の前後で区分して，それぞれの期間において30分ごとの使用電力量を合計して算定いたします。

（2）　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（1）イにいう検針期間の日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から，当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

（３）　35（料金の算定期間）（２）の場合は，（１）イにいう検針期間の日数は，計量期間の日数といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（１）イにいう検針期間の日数は，（２）に準ずるものといたします。この場合，（２）にいう検針日は，計量日といたします。

（４）　電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（１）イにいう暦日数は，次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ　需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（５）　供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は，（１）イの日割計算対象日数は，停止期間中の日数といたします。この場合，停止期間中の日数には，電気の供給を停止した日を含み，電気の供給を再開した日は含みません。また，停止日に電気の供給を再開する場合は，その日は停止期間中の日数には含みません。

9　契約負荷設備の総容量の算定

（1）　差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ　電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ　電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

（イ）　住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1差込口につき　50ワット

（ロ）　（イ）以外の場合

1差込口につき　100ワット

（2）　契約負荷設備の容量を確認できない場合は，（1）ロに準じて算定いたします。

10　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は，次のイ，ロ，ハおよびニによります。

イ　けい光灯

入力（ワット）＝管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント

ロ　ネオン管灯

２次電圧（ボルト）	入力（ワット）
3,000	30
6,000	60
9,000	100
12,000	140
15,000	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	入力（ワット）
999以下	40
1,149以下	60
1,556以下	70
1,759以下	80
2,368以下	100

ニ　水銀灯

出力（ワット）	入力（ワット）
40以下	50
60以下	70
80以下	90
100以下	130
125以下	145
200以下	230
250以下	270
300以下	325
400以下	435
700以下	735
1,000以下	1,005

（２）　誘導電動機

誘導電動機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　単相誘導電動機

（イ）　出力が馬力表示の場合

入力（キロワット）＝出力（馬力）×100.0パーセント

（ロ）　出力がワット表示の場合

入力（ワット）＝出力（ワット）×133.0パーセント

ロ　３相誘導電動機

契約負荷設備	入力（キロワット）
低圧誘導電動機	出力（馬力）　× 93.3パーセント
	出力（キロワット）×125.0パーセント
高圧誘導電動機	出力（馬力）　× 87.8パーセント
	出力（キロワット）×117.6パーセント

（３）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は，次によります。

なお，レントゲン装置が２以上の装置種別を兼ねる場合は，いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	入力（キロワット）
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下	2
		1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下	3

（4） 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は，次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

ロ　イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した１次入力（キロボルトアンペア）} \times 70\text{パーセント}$$

（5） そ の 他

イ　（1），（2），（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

11　契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は，次の算式によって算定された値といたします。

（1） ΔまたはＹ結線の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 3

（2） Ｖ結線（同容量変圧器）の場合

群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）× 2 ×0.866

（３） 変則Ｖ結線（異容量変圧器）の場合

$$群容量 = \begin{matrix}電灯電力用変圧器容量\\（キロボルトアンペア）\end{matrix} - \begin{matrix}電力用変圧器容量\\（キロボルトアンペア）\end{matrix}$$

$$+ \begin{matrix}電力用変圧器容量\\（キロボルトアンペア）\end{matrix} \times 2 \times 0.866$$

12 標準控除率表

用　途	業　種	標準控除率
空　調	旅館・ホテル	20パーセント
	病院	10パーセント
	コンピュータセンター	20パーセント
	放送局	30パーセント
給　湯	旅館・ホテル	30パーセント
	寮	10パーセント

13 適用対象機器類別（業務用電化厨房契約）

適用対象機器類別は，次のとおりといたします。ただし，この場合の機器の定格電圧は，200ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，ＩＨ万能調理器，その他加熱厨房機器

14 標準設計基準

（１） 高圧電線路

イ　一般基準

（イ）　電圧降下の許容限度

電線路における電圧降下の許容限度は，次のとおりといたします。この場合の電線路とは，需給地点から需給地点に最も近い当社の発電所または変電所の引出口までといたします。

なお，既設の電線路を利用する場合，または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は，他のお客さまの電圧降下および電圧変動を考慮して施設いたします。また，下表に定めのない電圧で供給する場合は，下表に準ずるものといたします。

公称電圧（ボルト）	6,600
電圧降下の許容限度（ボルト）	600

（ロ）　経 過 地

電線路の経過地は，地形その他を考慮して，保守および保安に支障のない範囲において電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ）　電線路の種類

電線路は，架空電線路を標準といたします。ただし，架空電線路とすることが法令上不可能な場合，または技術上，経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は，他の方法によります。

ロ　架空電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路は，単独の電線路の新設，他の架空電線路との併架，電線の張替え，負荷の分割のうち，電線路の保守または保安に支障をきたさない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　電線路を単独に新設する場合は，原則として１回線といたします。

（ロ）　支持物の種類

a　支持物には，鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を

使用いたします。

なお，鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱の使用区分については，法令および周囲の状況を考慮して，技術上，経済上適当なものを選定いたします。

b　鉄筋コンクリート柱または複合鉄筋コンクリート柱を使用することが技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

（ハ）　標準径間

標準径間は，次のとおりといたします。

施設場所	標準径間（メートル）
市街地	40
その他	50

（ニ）　支持物の長さ

支持物には，装柱，取付機器，地上高および他の工作物との離隔等を考慮して，必要な長さのものを使用いたします。

（ホ）　が い し

がいしには，次のものを使用いたします。

使用箇所	通り箇所	引留箇所
種　　類	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

（ヘ）　装　　柱

支持物の装柱は，水平式または垂直式のうち，いずれか技術上，経済上適当なものといたします。ただし，付近の樹木や建物等の状況によっては，他の装柱とすることがあります。

（ト）　付属材料の種類

a　電線の支持には，垂直配列用の腕金等，装柱に応じた支持金物を使用いたします。

b　支持物には，必要に応じて支線，支線柱または支柱を取り付けます。

（チ）　電線の種類，太さおよび許容電流

a　電線には，高圧絶縁電線を使用いたします。

b　電線の太さは，常時許容電流，短時間許容電流，短絡時許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次の中から選定いたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，架空ケーブル等，他の適当な電線を使用することがあります。

（単位：アンペア）

種類および太さ			高圧絶縁電線	
			ポリエチレン電線	架橋ポリエチレン電線
アルミより線	鋼心	25平方ミリメートル	95	125
		58平方ミリメートル	160	205
	硬	200平方ミリメートル	350	455

（リ）　開閉器の施設

電線路には，保守上必要な箇所に区分開閉器を設置いたします。

（ヌ）　特殊地域の施設

a　塩じん害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その規模に応じて耐塩じんがいし類，その他の耐塩じん構造の機材を使用した耐塩設備を施設いたします。

b　雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて避雷器等の耐雷設備を施設いたします。

c　雪害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて耐雪設備を施設いたします。

d　強風発生のおそれが多い地域に施設する電線路には，その程度に応じて耐風設備を施設いたします。

ハ　地中電線路

（イ）　電線路の施設

a　電線路の施設方法は，管路式を標準といたします。ただし，次の場合は，直接埋設式または暗きょ式によることといたします。

（a）　直接埋設式

重量車両が通ることなく，かつ，再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

（b）　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一場所等に施設する場合

b　電線路を新設する場合は，原則として１回線といたします。

（ロ）　ケーブルの種類，太さおよび許容電流

a　ケーブルは，架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを標準といたします。

b　ケーブルの太さは，常時許容電流，短時間許容電流，短絡時許容電流，電圧降下，施設方法等を考慮して，技術上，経済上適当なものを次の中から選定いたします。

なお，ケーブルの許容電流は，日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

種　　類	太さ（平方ミリメートル）
架橋ポリエチレン 絶縁ビニルシースケーブル	22，38，60，100，150，200， 250，325，400

（ハ）　高圧機器（地上設置）および高圧キャビネットの設置

a　高圧機器（地上設置）は，高圧電線路を分岐する場合に使用いたします。

b　高圧キャビネットは，高圧電線路からπ分岐し，地中引込みまたは

引出しを行なう場合に使用いたします。

（2） 変電設備

イ 一般基準

電線路の当社側の引出設備は，その変電所の他の引出設備に準じて施設いたします。

なお，発電所から引き出す場合は，変電設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線は，下図を標準といたします。

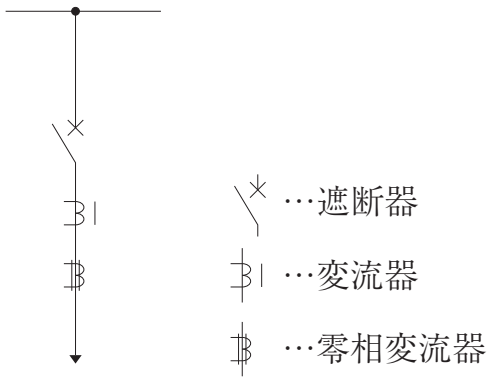

ハ 遮 断 器

（イ） 遮断器は，当社が一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流，現在の系統構成および将来の予想されている系統構成について計算した短絡電流から判断して，必要最小限のものを使用いたします。

（ロ） 短絡電流の算定に考慮する将来の系統構成は，５年から10年程度を目標といたします。

ニ 変 流 器

変流器は，当社で一般的に使用しているものの中で，その回路電圧に応じ，最大負荷時の電流およびその系統で必要な短時間電流から判断して，必要最小限のものを使用いたします。

ホ　配 電 盤

配電盤には，原則として電流計および遮断器操作用開閉器ならびに運転に必要な器具を取り付けます。また，必要に応じ，電力計，無効電力計，電力量計，無効電力量計および充電判定用計器等を取り付けます。

ヘ　保護装置

電線路で短絡または地絡を生じた場合に，自動的に電路を遮断するための必要な装置を施設いたします。

なお，原則として自動再閉路装置を施設いたします。

（3）　そ の 他

この標準設計に定めのない場合は，技術基準その他の関係法令等にもとづき技術上適当と認められる設計によるものといたします。この場合には，その設計を標準設計といたします。

電気事業法施行規則第31条第２項の規定に基づく添付書類

１　変更を必要とする理由

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

1　変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は，第45回総合資源エネルギー調査会電力･ガス事業分科会電力･ガス基本政策小委員会（2022年２月25日開催）において，１需要場所複数引込みの適用対象の整理がなされ，当該整理が電気事業法施行規則に反映されたことにともない，当該内容を供給条件に反映するべく，離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては，電気事業法第21条第１項の規定にもとづき，ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

２　離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては，１需要場所複数引込みの適用対象について整理がなされたことを踏まえ，必要となる変更を行なうとともに，その他の今日的見直しをいたしました。

新旧対比表【低圧】

旧	新
離　島　供　給　約　款 〔低圧用〕 2022年４月~~１~~日実施 中国電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 〔低圧用〕 2022年４月12日実施 中国電力ネットワーク株式会社
離島供給約款〔低圧用〕 目　　次	離島等供給約款〔低圧用〕 目　　次
Ⅰ　総　　則…… 1	Ⅰ　総　　則…… 1
1　適　　用…… 1	1　適　　用…… 1
2　離島供給約款の届出および変更…… 1	2　離島等供給約款の届出および変更…… 1
3　定　　義…… 1	3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3	4　単位および端数処理…… 3
5　実施細目…… 4	5　実施細目…… 4
Ⅱ　契約の申込み…… 5	Ⅱ　契約の申込み…… 5
6　需給契約の申込み…… 5	6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 5	7　需給契約の成立および契約期間…… 5
8　需要場所…… 6	8　需要場所…… 6
9　需給契約の単位…… 8	9　需給契約の単位…… 8
10　供給の開始…… 9	10　供給の開始…… 9
11　供給の単位…… 9	11　供給の単位…… 9
12　承諾の限界…… 9	12　承諾の限界…… 9
13　需給契約書の作成……10	13　需給契約書の作成……10
Ⅲ　契約種別および料金……11	Ⅲ　契約種別および料金……11
14　契約種別……11	14　契約種別……11
15　定額電灯……12	15　定額電灯……12
16　従量電灯……14	16　従量電灯……14
17　時間帯別電灯……18	17　時間帯別電灯……18
18　ファミリータイム……22	18　ファミリータイム……22

旧	新
19　電灯ピークシフトプラン……35	19　電灯ピークシフトプラン……35
20　臨時電灯……39	20　臨時電灯……39
21　公衆街路灯……43	21　公衆街路灯……43
22　低圧高負荷契約……47	22　低圧高負荷契約……47
23　低圧電力……51	23　低圧電力……51
24　臨時電力……55	24　臨時電力……55
25　農事用電力……57	25　農事用電力……57
26　低圧季節別時間帯別電力……63	26　低圧季節別時間帯別電力……63
27　深夜電力……65	27　深夜電力……65
28　第２深夜電力……70	28　第２深夜電力……70
29　融雪用電力……72	29　融雪用電力……72
Ⅳ　料金の算定および支払い……76	Ⅳ　料金の算定および支払い……76
30　料金の適用開始の時期……76	30　料金の適用開始の時期……76
31　検 針 日……76	31　検 針 日……76
32　料金の算定期間……77	32　料金の算定期間……77
33　計　　量……77	33　計　　量……77
34　使用電力量の算定等……79	34　使用電力量の算定等……79
35　料金の算定……80	35　料金の算定……80
36　日割計算……80	36　日割計算……80
37　料金の支払義務および支払期日……81	37　料金の支払義務および支払期日……81
38　料金その他の支払方法……83	38　料金その他の支払方法……83
39　延滞利息……84	39　延滞利息……84
40　保 証 金……85	40　保 証 金……85
Ⅴ　使用および供給……87	Ⅴ　使用および供給……87
41　適正契約の保持……87	41　適正契約の保持……87
42　力率の保持……87	42　力率の保持……87
43　需要場所への立入りによる業務の実施……87	43　需要場所への立入りによる業務の実施……87
44　電気の使用にともなうお客さまの協力……88	44　電気の使用にともなうお客さまの協力……88
45　供給の停止……89	45　供給の停止……89
46　供給停止の解除……90	46　供給停止の解除……90

旧	新
47　供給停止期間中の料金……90	47　供給停止期間中の料金……90
48　違 約 金……90	48　違 約 金……90
49　供給の中止または使用の制限もしくは中止……91	49　供給の中止または使用の制限もしくは中止……91
50　制限または中止の料金割引……91	50　制限または中止の料金割引……91
51　損害賠償の免責……92	51　損害賠償の免責……92
52　設備の賠償……93	52　設備の賠償……93
Ⅵ　契約の変更および終了……94	Ⅵ　契約の変更および終了……94
53　需給契約の変更……94	53　需給契約の変更……94
54　名義の変更……94	54　名義の変更……94
55　需給契約の廃止……94	55　需給契約の廃止……94
56　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算……95	56　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算……95
57　解 約 等……97	57　解 約 等……97
58　需給契約消滅後の債権債務関係……98	58　需給契約消滅後の債権債務関係……98
Ⅶ　供給方法および工事……99	Ⅶ　供給方法および工事……99
59　需給地点および施設……99	59　需給地点および施設……99
60　架空引込線……100	60　架空引込線……100
61　地中引込線……101	61　地中引込線……101
62　連接引込線等……102	62　連接引込線等……102
63　中高層集合住宅等への供給方法……103	63　中高層集合住宅等への供給方法……103
64　引込線の接続……103	64　引込線の接続……103
65　計量器等の取付け……103	65　計量器等の取付け……103
66　専用供給設備……104	66　専用供給設備……104
Ⅷ　工事費の負担……106	Ⅷ　工事費の負担……106
67　一般供給設備の工事費負担金……106	67　一般供給設備の工事費負担金……106
68　特別供給設備の工事費負担金……108	68　特別供給設備の工事費負担金……108
69　供給設備を変更する場合の工事費負担金……109	69　供給設備を変更する場合の工事費負担金……109
70　特別供給設備等の工事費の算定……109	70　特別供給設備等の工事費の算定……109
71　工事費負担金の申受けおよび精算……111	71　工事費負担金の申受けおよび精算……111
72　臨時工事費……113	72　臨時工事費……113

旧	新
73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…… 113	73　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…… 113
Ⅸ　保　　安…… 114	Ⅸ　保　　安…… 114
74　保安の責任…… 114	74　保安の責任…… 114
75　調　　査…… 114	75　調　　査…… 114
76　調査等の委託…… 114	76　調査等の委託…… 114
77　調査に対するお客さまの協力…… 115	77　調査に対するお客さまの協力…… 115
78　保安に対するお客さまの協力…… 115	78　保安に対するお客さまの協力…… 115
79　検査または工事の受託…… 116	79　検査または工事の受託…… 116
80　自家用電気工作物…… 116	80　自家用電気工作物…… 116
附　　則…… 117	附　　則…… 117
別　　表…… 132	別　　表…… 132
Ⅰ　総　　則	Ⅰ　総　　則
1　適　　用	**1　適　　用**
（1）　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。	（1）　当社が，低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款〔低圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
2　離島供給約款の届出および変更	**2　離島等供給約款の届出および変更**
（2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島供給約款〔低圧用〕によります。	（2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。
3　定　　義	**3　定　　義**
次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。	次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。
(14)　再生可能エネルギー発電促進賦課金	(14)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

旧	新
~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法~~（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいいます。
Ⅱ　契約の申込み	Ⅱ　契約の申込み
８　需要場所	８　需要場所
（４）　（１）に定める１構内~~または~~（２）に定める１建物（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。	（４）　（１）に定める１構内，（２）に定める１建物または（３）に定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（１），（２）または（３）にかかわらず，特例区域等を１需要場所といたします。
イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。	イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。
（イ）　非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。	（イ）　非特例区域等について，（１），（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。
（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。	（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，43（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。	ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。	ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（需要場	ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，43（需要場

旧	新
所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
附　　則 1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2022年４月~~1~~日から実施いたします。	附　　則 1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2022年４月12日から実施いたします。
別　　表 1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示~~（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および~~回避可能費用単価等を定める告示~~により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 （3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。	別　　表 1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 （3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次により算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

旧	新
（イ）　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯A，臨時電力，農事用電力B，農事用電力Cおよび深夜電力A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 （ロ）　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 （イ）　（ロ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算	（イ）　定額制供給の場合 a　定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b　臨時電灯A，臨時電力，農事用電力B，農事用電力Cおよび深夜電力A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，各契約種別ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 （ロ）　従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その1月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は，次のとおりといたします。 （イ）　（ロ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算

旧	新
定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令~~に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 （ロ）　定額制供給の場合は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，（イ）にいう検針日は，応当日といたします。	定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 （ロ）　定額制供給の場合は，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，臨時電力，農事用電力Ｂおよび農事用電力Ｃで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，（イ）にいう検針日は，応当日といたします。

新旧対比表【高圧】

旧	新
離　島　供　給　約　款 〔高圧用〕 2022年４月~~１~~日実施 中国電力ネットワーク株式会社	離　島　等　供　給　約　款 〔高圧用〕 2022年４月12日実施 中国電力ネットワーク株式会社
離島供給約款〔高圧用〕 目　　次	離島等供給約款〔高圧用〕 目　　次
Ⅰ　総　　則…… 1	Ⅰ　総　　則…… 1
1　適　　用…… 1	1　適　　用…… 1
2　離島供給約款の届出および変更…… 1	2　離島等供給約款の届出および変更…… 1
3　定　　義…… 1	3　定　　義…… 1
4　単位および端数処理…… 3	4　単位および端数処理…… 3
5　実施細目…… 4	5　実施細目…… 4
Ⅱ　契約の申込み…… 5	Ⅱ　契約の申込み…… 5
6　需給契約の申込み…… 5	6　需給契約の申込み…… 5
7　需給契約の成立および契約期間…… 6	7　需給契約の成立および契約期間…… 6
8　需要場所…… 6	8　需要場所…… 6
9　需給契約の単位…… 7	9　需給契約の単位…… 7
10　供給の開始…… 8	10　供給の開始…… 8
11　供給の単位…… 8	11　供給の単位…… 8
12　承諾の限界…… 9	12　承諾の限界…… 9
13　需給契約書の作成…… 9	13　需給契約書の作成…… 9
Ⅲ　契約種別および料金……10	Ⅲ　契約種別および料金……10
14　契約種別……10	14　契約種別……10
15　業務用電力……11	15　業務用電力……11
16　業務用ＴＯＵ……15	16　業務用ＴＯＵ……15
17　業務用高負荷率電力……20	17　業務用高負荷率電力……20
18　業務用高負荷率ＴＯＵ……24	18　業務用高負荷率ＴＯＵ……24

旧	新
19　業務用ウィークエンド……28	19　業務用ウィークエンド……28
20　高圧電力……33	20　高圧電力……33
21　高圧ＴＯＵ……39	21　高圧ＴＯＵ……39
22　高圧高負荷率電力……46	22　高圧高負荷率電力……46
23　高圧高負荷率ＴＯＵ……51	23　高圧高負荷率ＴＯＵ……51
24　高圧ウィークエンド……58	24　高圧ウィークエンド……58
25　臨時電力……65	25　臨時電力……65
26　農事用電力……68	26　農事用電力……68
27　自家発補給電力……70	27　自家発補給電力……70
28　予備電力……79	28　予備電力……79
29　業務用蓄熱調整契約……82	29　業務用蓄熱調整契約……82
30　業務用電化厨房契約……89	30　業務用電化厨房契約……89
31　業務用総合電化契約……90	31　業務用総合電化契約……90
32　産業用蓄熱調整契約……92	32　産業用蓄熱調整契約……92
Ⅳ　料金の算定および支払い……99	Ⅳ　料金の算定および支払い……99
33　料金の適用開始の時期……99	33　料金の適用開始の時期……99
34　検 針 日……99	34　検 針 日……99
35　料金の算定期間……100	35　料金の算定期間……100
36　計　　量……100	36　計　　量……100
37　使用電力量の算定等……101	37　使用電力量の算定等……101
38　料金の算定……102	38　料金の算定……102
39　日割計算……103	39　日割計算……103
40　料金の支払義務および支払期日……104	40　料金の支払義務および支払期日……104
41　料金その他の支払方法……105	41　料金その他の支払方法……105
42　延滞利息……106	42　延滞利息……106
43　保 証 金……106	43　保 証 金……106
Ⅴ　使用および供給……108	Ⅴ　使用および供給……108
44　適正契約の保持……108	44　適正契約の保持……108
45　契約超過金……108	45　契約超過金……108
46　力率の保持……108	46　力率の保持……108

旧	新
47　需要場所への立入りによる業務の実施…… 109	47　需要場所への立入りによる業務の実施…… 109
48　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 109	48　電気の使用にともなうお客さまの協力…… 109
49　供給の停止…… 110	49　供給の停止…… 110
50　供給停止の解除…… 112	50　供給停止の解除…… 112
51　供給停止期間中の料金…… 112	51　供給停止期間中の料金…… 112
52　違 約 金…… 112	52　違 約 金…… 112
53　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 112	53　供給の中止または使用の制限もしくは中止…… 112
54　制限または中止の料金割引…… 113	54　制限または中止の料金割引…… 113
55　損害賠償の免責…… 115	55　損害賠償の免責…… 115
56　設備の賠償…… 115	56　設備の賠償…… 115
Ⅵ　契約の変更および終了…… 117	Ⅵ　契約の変更および終了…… 117
57　需給契約の変更…… 117	57　需給契約の変更…… 117
58　名義の変更…… 117	58　名義の変更…… 117
59　需給契約の消滅…… 117	59　需給契約の消滅…… 117
60　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算…… 118	60　需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算…… 118
61　解 約 等…… 120	61　解 約 等…… 120
62　需給契約消滅後の債権債務関係…… 121	62　需給契約消滅後の債権債務関係…… 121
Ⅶ　供給方法および工事…… 122	Ⅶ　供給方法および工事…… 122
63　需給地点および施設…… 122	63　需給地点および施設…… 122
64　架空引込線…… 122	64　架空引込線…… 122
65　地中引込線…… 123	65　地中引込線…… 123
66　連接引込線等…… 124	66　連接引込線等…… 124
67　引込線の接続…… 124	67　引込線の接続…… 124
68　計量器等の取付け…… 125	68　計量器等の取付け…… 125
69　専用供給設備…… 125	69　専用供給設備…… 125
Ⅷ　工事費の負担…… 127	Ⅷ　工事費の負担…… 127
70　一般供給設備の工事費負担金…… 127	70　一般供給設備の工事費負担金…… 127
71　特別供給設備の工事費負担金…… 129	71　特別供給設備の工事費負担金…… 129
72　供給設備を変更する場合の工事費負担金…… 130	72　供給設備を変更する場合の工事費負担金…… 130

旧	新
73　特別供給設備等の工事費の算定…… 130 74　工事費負担金の申受けおよび精算…… 132 75　臨時工事費…… 133 76　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…… 133 Ⅸ　保　　安…… 135 77　保安の責任…… 135 78　保安等に対するお客さまの協力…… 135 附　　則…… 136 別　　表…… 142	73　特別供給設備等の工事費の算定…… 130 74　工事費負担金の申受けおよび精算…… 132 75　臨時工事費…… 133 76　需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け…… 133 Ⅸ　保　　安…… 135 77　保安の責任…… 135 78　保安等に対するお客さまの協力…… 135 附　　則…… 136 別　　表…… 142
Ⅰ　総　　則 **1　適　　用** （1）　当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。 **2　離島供給約款の届出および変更** （2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島供給約款〔高圧用〕によります。 **3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15)　再生可能エネルギー発電促進賦課金 ~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法~~（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項	**Ⅰ　総　　則** **1　適　　用** （1）　当社が，高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は，この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。 **2　離島等供給約款の届出および変更** （2）　当社は，経済産業大臣に届け出て，この離島約款を変更することがあります。この場合には，電気料金その他の供給条件は，変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。 **3　定　　義** 次の言葉は，この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (15)　再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定め

旧	新
に定める賦課金をいいます。	る賦課金をいいます。
Ⅱ　契約の申込み	Ⅱ　契約の申込み
8　需要場所	8　需要場所
（4）　（1）に定める1構内もしくは1建物~~または~~（2）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（1），（2）または（3）にかかわらず，特例区域等を1需要場所といたします。	（4）　（1）に定める1構内もしくは1建物，（2）に定める隣接する複数の構内または（3）に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において，災害による被害を防ぐための措置，温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置，または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に，当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で，次のいずれにも該当するときは，（1），（2）または（3）にかかわらず，特例区域等を1需要場所といたします。
イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。	イ　次の事項について，原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。
（イ）　非特例区域等について，（1），（2）または（3）に準じて需要場所を定めること。	（イ）　非特例区域等について，（1），（2）または（3）に準じて需要場所を定めること。
（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。	（ロ）　当社が特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。	ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。	ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さ	ニ　当社が非特例区域等における業務を実施するため，47（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて，特例区域等のお客さ

旧	新
まの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。	まの土地または建物に立ち入らせていただく場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。 ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適当でなく，他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。
Ⅲ　契約種別および料金	Ⅲ　契約種別および料金
15　業務用電力	15　業務用電力
（１）　適用範囲	（１）　適用範囲
高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり，次のいずれかに該当するものに適用いたします。	高圧で電気の供給を受けて，電灯もしくは小型機器を使用し，または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば，事務所，官公庁，学校，研究所，病院，新聞社，放送局，娯楽場，旅館，飲食店，商店，百貨店，倉庫，寺院，アパート，トンネル等があります。）で，契約電力が原則として2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は，自家発補給電力Aの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり，次のいずれかに該当するものに適用いたします。
イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。	イ　契約電力が50キロワット以上であること。ただし，近い将来において契約負荷設備を増加される等特別の事情がある場合で，お客さまが希望されるときは，契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。
ロ　使用する電灯または小型機器について離島供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）（１）ハまたは（２）ニを適用した場合の最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（４）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上	ロ　使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。）16（従量電灯）（１）ハまたは（２）ニを適用した場合の最大需要容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）または契約容量（この場合，１キロボルトアンペアを１キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）（４）を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以

旧	新
であること。	上であること。
附　　則	附　　則
1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2022年４月~~1~~日から実施いたします。	1　この離島約款の実施期日 この離島約款は，2022年４月12日から実施いたします。
別　　表	別　　表
1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示~~（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 （3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 また，予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金	1　再生可能エネルギー発電促進賦課金 （1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，再生可能エネルギー特別措置法第36条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし，再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお，当社は，再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。 （3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は，その１月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお，再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 また，予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は，常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。 ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第１項の規定により認定を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金

旧	新
は，次のとおりといたします。 （イ）　（ロ）および（ハ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として~~電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令~~に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 　なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 （ロ）　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，（ハ）の場合を除き，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，計量日といたします。 （ハ）　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう４月の検針日は，５月１日といたします。	は，次のとおりといたします。 （イ）　（ロ）および（ハ）の場合を除き，お客さまからの申出の直後の４月の検針日から翌年の４月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，イにかかわらず，イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から，再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第３項第２号に規定する政令で定める割合として<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令</u>に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 　なお，減免額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。 （ロ）　当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは，（ハ）の場合を除き，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう検針日は，計量日といたします。 （ハ）　契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で，検針日が毎月初日のお客さまについては，（イ）に準ずるものといたします。この場合，（イ）にいう４月の検針日は，５月１日といたします。